

河内長野市
一般廃棄物(ごみ)処理基本計画

令和 6 年 5 月

河内長野市

目次

第1章 計画の枠組み	1
第1節 計画の背景と策定の趣旨	1
第2節 計画の前提条件	2
1. 策定根拠	2
2. 計画対象区域	2
3. 適用範囲	2
4. 計画目標年度	3
第3節 関係法令等	4
1. 廃棄物処理関係法令の体系	4
2. 国おける関係計画	5
3. 大阪府おける関係計画	6
4. 河内長野市における関係計画	7
第2章 ごみ処理の現状	9
第1節 社会的条件	9
1. 人口	9
2. 産業	12
3. 土地利用	13
4. 財政状況	14
第2節 ごみ処理の現状	15
1. 組織体制	15
2. 分別区分の状況	16
3. ごみ処理フロー	17
4. ごみ排出の現状	18
5. ごみ処理・処分の現状	20
第3節 ごみ処理システムの評価	28
第4節 ごみ処理に関する課題抽出と今後の方向性	29
1. 計画人口	29
2. 前計画における目標達成状況	30
3. ごみ処理に関する課題の抽出	32
4. ごみ処理に関する今後の方向性	40

第3章 ごみ処理基本計画	42
第1節 計画策定の基本方針	42
1. 基本理念.....	42
2. 基本方針.....	42
第2節 ごみ排出量及び処理・処分量の目標	44
第3節 目標達成に向けた取り組み	46
1. 取り組み内容.....	46
第4節 施策体系	49
第5節 ごみの適正処理に関する基本的事項	50
1. 収集・運搬計画.....	50
2. 中間処理計画.....	50
3. 最終処分計画.....	50
第6節 目標達成に向けた方策	51
1. 発生抑制の推進 ～Reduce～.....	51
2. 再使用の推進 ～Reuse～.....	54
3. 資源化の推進 ～Recycle～.....	55
4. 協働による取り組みの推進.....	59
5. 安定かつ効果的・効率的な事業の確立.....	61
第7節 計画の柔軟な運用と見直し	67

資料編

参考資料1. 人口減少を考慮したごみ排出量の予測結果

参考資料2. 人口減少を考慮したごみ処理・処分量の予測結果

参考資料3. 目標達成時のごみ排出量の予測結果

参考資料4. 目標達成時のごみ処理・処分量の予測結果

第1章 計画の枠組み

第1節 計画の背景と策定の趣旨

河内長野市（以下、「本市」という。）では、ごみの排出抑制及び発生から最終処分に至るまで適正な処理を推進するために必要な基本的事項を定め、本市のごみ処理行政の推進及び循環型社会の形成に寄与することを目的とし、平成 23 年 3 月に「一般廃棄物（ごみ）処理計画」を策定し、平成 28 年 3 月に中間見直しを行った。この見直しから 5 年が経過する中で、循環型社会の形成をめぐる社会情勢に変化が生じている。

国際的な動向では、平成 27 年 9 月に行われた国連総会において、「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択され、廃棄物の発生防止・削減・再生利用及び再利用による廃棄物の大幅な削減や、食品ロスや海洋ごみの削減がターゲットに挙げられるなど、近年、国際社会全体で取り組んでいくべき課題となっている。

国では、平成 30 年 6 月の「第四次循環型社会形成推進基本計画」や令和 3 年 3 月の「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律案」の閣議決定をはじめ、令和元年 5 月の「プラスチック資源循環戦略」の策定や、同年 10 月の「食品ロスの削減の推進に関する法律」の施行などが行われており、本市においてもさらなる対策が求められている。また、近年、頻発化・激甚化している自然災害等による廃棄物処理の対応や、高齢化社会に対応した廃棄物処理体制の構築も求められている。

このような社会情勢の変化や、市内でますます進行している少子高齢化や核家族化及び人口減少を踏まえつつ、関連計画との整合性を図り、本市の豊かな自然と暮らしが調和する環境づくりのさらなる推進を目指し、次期の「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を策定する。

■ 持続可能な開発目標（SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS : SDGs）とは

SDGs は、平成 27 年 9 月に国連総会で採択され、持続可能な世界を実現するための 17 の目標と 169 のターゲットで構成される令和 12 年までの国際社会共通の目標である。

SDGs には、幅広い分野にわたる目標が掲げられており、ごみ処理に関連するものも含まれている。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



4. 計画目標年度

本計画の期間は、令和 3 年度を初年度とし、令和 12 年度を目標年度とする 10 年間とする。

なお、令和 7 年度を中間年度とし、施策の点検や現状・課題の整理を行い、必要に応じて計画の見直しを行う。ただし、ごみ処理を取り巻く状況は大きく変化しており、検討の内容により大きく見直しが必要な場合は、適宜見直しを行う。



図 1-2-2 計画期間と計画目標年度

第3節 関係法令等

1. 廃棄物処理関係法令の体系

本計画を取り巻く循環型社会の形成を推進するための法令と計画の体系を、図1-3-1に示す。

我が国では廃棄物の増大に伴って発生する諸問題への対応や、地球規模での環境問題への意識の高まり等から、循環型社会の構築を目指した関連法体系の整備が急速に進められている。また、本市においても、第5次総合計画や環境基本計画の改定等が進められており、これらと整合性を図った計画として策定する。

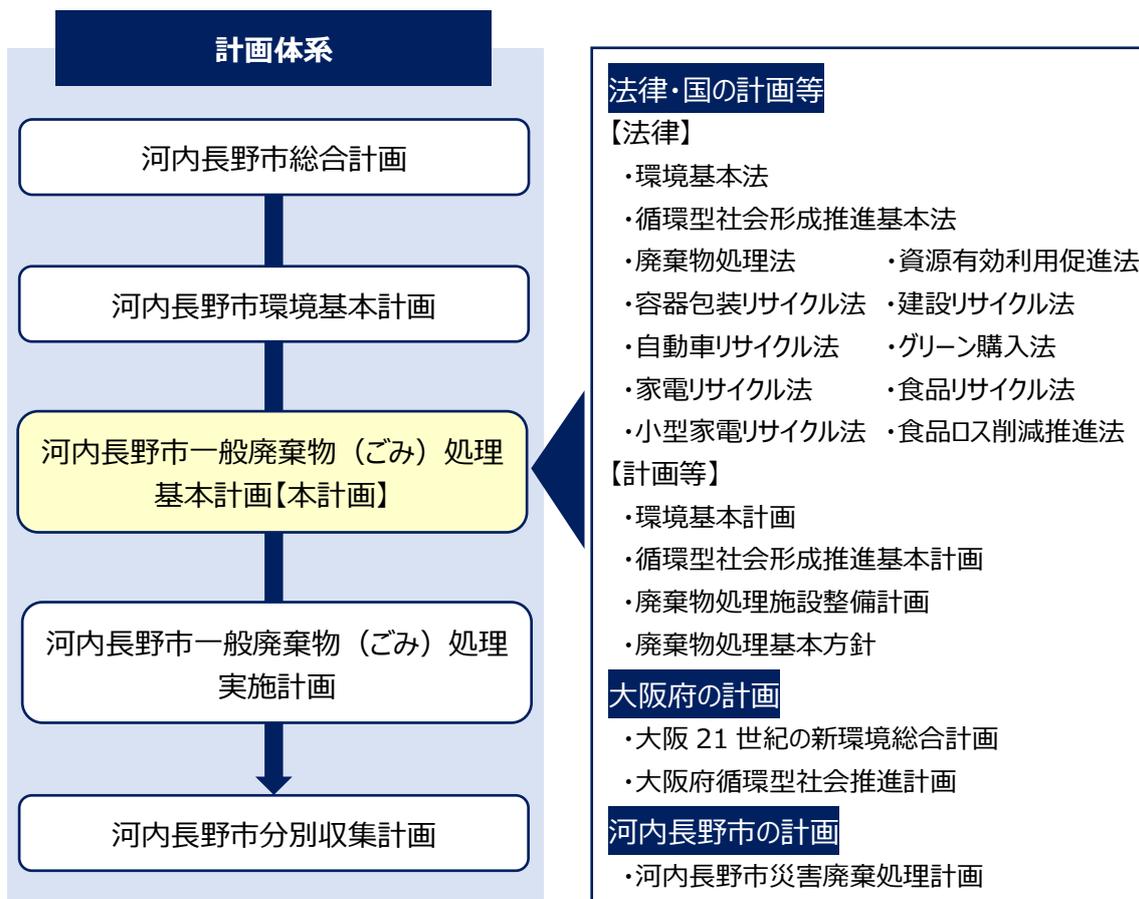


図 1-3-1 本計画と他の法令・計画との関係

2. 国おける関係計画

(1) 廃棄物処理法の基本方針（平成 28 年 1 月）

「廃棄物処理法」に基づく「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」の中で、一般廃棄物の減量化に関して、表 1-3-1 に示す目標が設定されている。

表 1-3-1 廃棄物処理法の基本方針における目標

指標	目標（令和 2 年度）
ごみ排出量	平成 24 年度比で約 12%削減
1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量	500g/人・日
リサイクル率	約 27%
最終処分量	平成 24 年度比で約 14%削減

(2) 第四次循環型社会形成推進基本計画（平成 30 年 6 月）

同計画は、循環型社会形成推進基本法（平成 12 年法律第 110 号）第 15 条に基づき、循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために定められるものである。同計画では、環境的側面、経済的側面及び社会的側面の統合的向上を掲げた上で、重要な方向性として、「多種多様な地域循環共生圏形成による地域活性化」、「ライフサイクル全体での徹底的な資源循環」、「適正処理の更なる推進と環境再生」などを掲げ、その実現に向けて、国が講ずべき施策が示されている。また、「多種多様な地域循環共生圏形成による地域活性化」に関して、表 1-3-2 に示す目標が設定されている。

表 1-3-2 第四次循環型社会形成推進基本計画における目標

指標	目標（令和 7 年度）
ごみ排出量	約 3,800 万 t
1 人 1 日当たりのごみ排出量	約 850g/人・日
1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量	約 440g/人・日
リサイクル率	約 28%
最終処分量	約 320 万 t

(3) 廃棄物処理施設整備計画（平成 30 年 6 月）

同計画は、廃棄物処理法第 5 条の 3 第 1 項の規定に基づき、廃棄物処理施設整備事業を計画的に実施するため、廃棄物処理法基本方針に則して定められるものである。同計画では、人口減少等の社会構造の変化に鑑み、ハード・ソフト両面で、3R・適正処理の推進や気候変動対策、災害対策の強化に加え、地域に新たな価値を創出する廃棄物処理施設整備について強調されている。また、ごみの適正な循環的利用の推進に関して、表 1-3-3 に示す目標が設定されている。

表 1-3-3 廃棄物処理施設整備計画における目標

指標	目標（令和 4 年度）
リサイクル率	27%

3. 大阪府における関係計画

(1) 大阪府循環型社会推進計画（平成 28 年 6 月）

同計画では、目指すべき循環型社会の将来像として、「資源の循環的な利用が自律的に進む社会が構築され、廃棄物の排出量が最小限に抑えられている。また、生じた廃棄物はほぼ全量が再生原料として使用され、製品として購入されることによって循環し、最終処分量も必要最小限となっている。」を掲げている。また、目指すべき循環型社会の将来像の実現に向けて、表 1-3-4 に示す目標が設定されている。

表 1-3-4 大阪府循環型社会推進計画における目標

指標	目標（令和 2 年度）
ごみ排出量	278 万 t
1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量	403g/人・日
リサイクル率	15.8%
最終処分量	32 万 t

各関係計画における目標をまとめたものは、表 1-3-5 に示すとおりである。

表 1-3-5 各関係計画における目標

項目	国		大阪府	
	廃棄物処理法の基本方針	第四次循環型社会形成推進基本計画	廃棄物処理施設整備計画	大阪府循環型社会推進計画
目標年度	令和 2 年度	令和 7 年度	令和 4 年度	令和 2 年度
ごみ排出量	平成 24 年度比で約 12%削減	約 3,800 万 t	—	278 万 t
1 人 1 日当たりのごみ排出量	—	約 850g/人・日	—	—
1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量	500g/人・日	約 440g/人・日	—	403g/人・日
リサイクル率	約 27%	約 28%	27%	15.8%
最終処分量	平成 24 年度比で約 14%削減	約 320 万 t	—	32 万 t

4. 河内長野市における関係計画

(1) 河内長野市第5次総合計画基本構想

本市の最上位計画となる「河内長野市第5次総合計画基本構想」において、まちづくりを進めるうえでの基本的な考え方が位置付けられており、その概要について表1-3-2に示す。

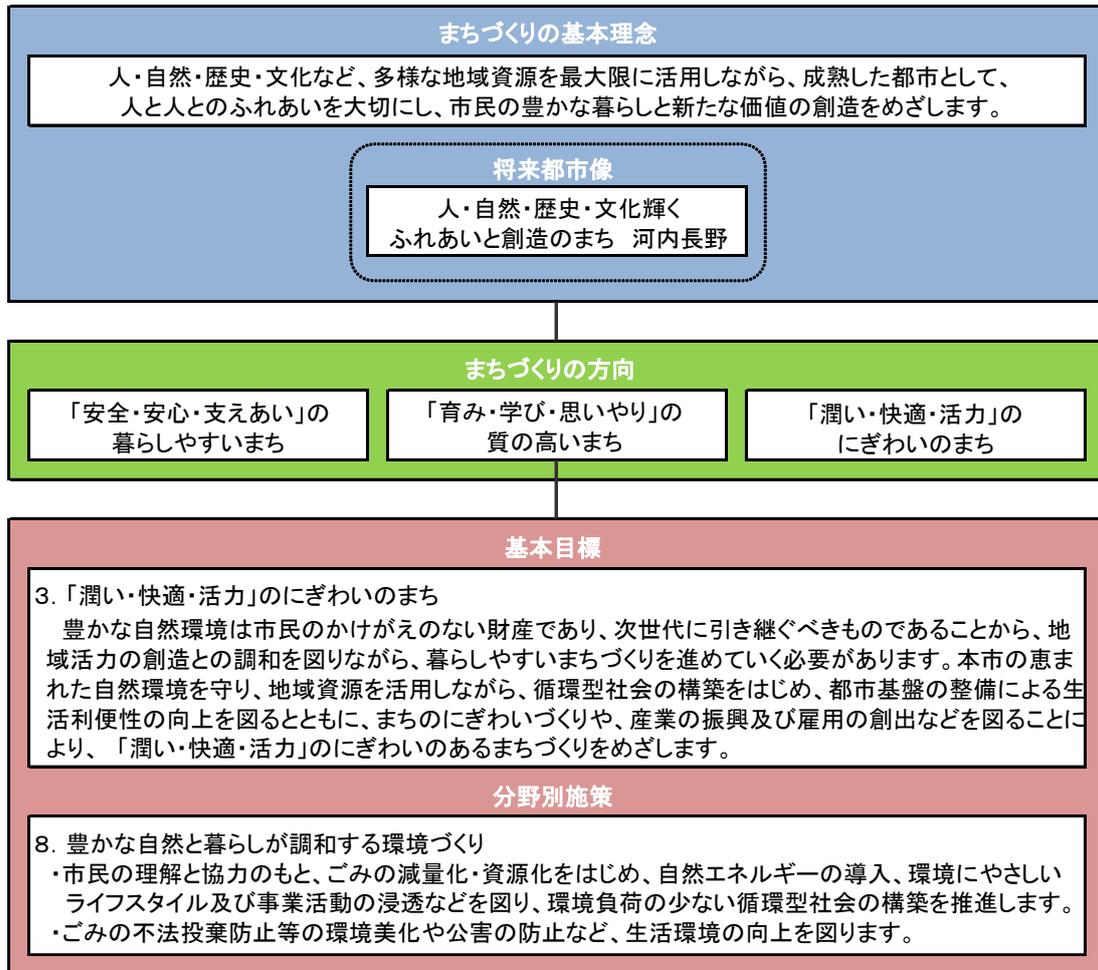
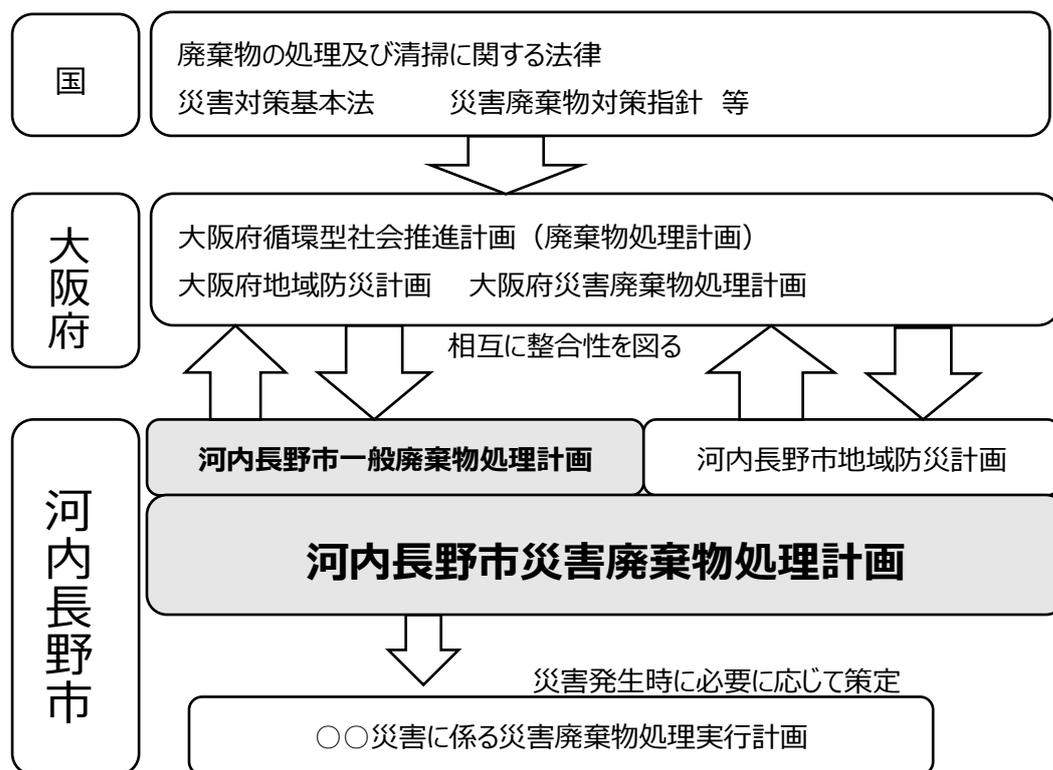


図 1-3-2 河内長野市第5次総合計画基本構想の概要

(2) 河内長野市災害廃棄物処理計画

災害廃棄物処理計画



【河内長野市災害廃棄物処理計画】

この計画は、国の災害廃棄物対策指針に基づき、大阪府災害廃棄物処理計画との整合性を図りつつ、災害廃棄物処理に関する本市の基本的な考え方を示し、災害廃棄物処理に係る基本計画として位置付ける。

また、本市の災害対策全般にわたる基本的な計画である「河内長野市地域防災計画」及び本市の一般廃棄物処理に係る基本的な計画である「河内長野市一般廃棄物処理基本計画」を災害廃棄物処理という側面から補完する役割を果たすものである。

内容（抄）

第1章 総則

- ・計画の位置づけ、対象とする災害・廃棄物

第2章 基本的な考え方

- ・基本方針、処理主体、組織体制、処理目標期間、市民への啓発・広報

第3章 災害廃棄物処理

- ・災害廃棄物処理業務の流れ、災害発生量の推計、処理フロー、仮置場

第4章 災害時生活ごみの処理

- ・基本方針、生活ごみ、避難所ごみ、片づけごみ

第5章 し尿処理

- ・仮設トイレの設置、運用、し尿収集・処理

第6章 計画の見直し等

- ・計画の見直し、教育・訓練・研修

第2章 ごみ処理の現状

第1節 社会的条件

1. 人口

(1) 人口・世帯数

人口は、平成11年度の123,492人をピークに減少傾向で推移している。令和元年度の人口は104,031人で、ピーク時の人口と比べて84%程度となっており、今後も人口減少はさらに進行していくものと予測される。

一方、世帯数は、経年的に増加傾向で推移している。令和年度の世帯数は47,453世帯で、平成22年度と比べて102%程度となっており、今後も世帯数の増加はさらに進行していくものと予測されることから、核家族化が進み、単身世帯の増加が進行しているといえる。

表 2-1-1 人口・世帯数の推移

年度	人口 (人)		世帯数 (世帯)	平均世帯人員 (人/世帯)
		増減数		
H22	114,714	-	46,657	2.46
H23	113,939	-775	46,989	2.42
H24	112,884	-1,055	47,156	2.39
H25	111,683	-1,201	47,259	2.36
H26	110,435	-1,248	47,319	2.33
H27	109,039	-1,396	47,285	2.31
H28	107,963	-1,076	47,352	2.28
H29	106,713	-1,250	47,379	2.25
H30	105,377	-1,336	47,409	2.22
R1	104,031	-1,346	47,453	2.19

注1) 外国人登録者数を含む

注2) 各年度3月31日現在

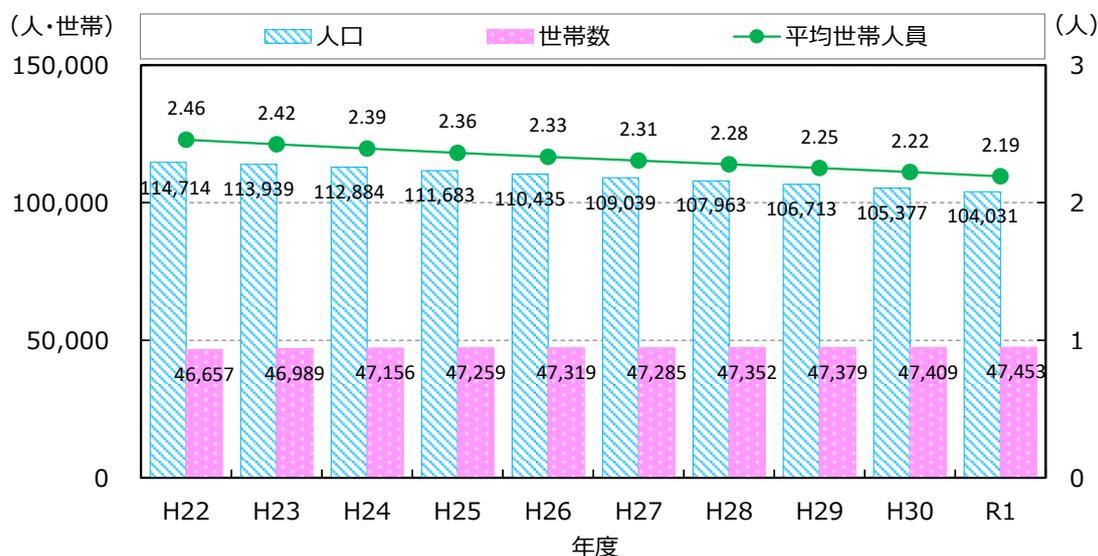


図 2-1-1 人口・世帯数の推移

(2) 年齢別人口構成

年齢別人口の構成比率は、最近 10 年間で、年少人口（0～14 歳）が 2.1%減、生産年齢人口（15～64 歳）が 8.2%減、老年人口（65 歳以上）が 10.2%増となっていることから、今後も少子高齢化がさらに進行していくものと予測される。老年人口の増分の内訳を見ると、65～74 歳が 3.2%、75 歳以上が 7.0%となっている。

表 2-1-2 年齢区分別人口の推移

単位：人

年度	年少人口 (0～14歳)	生産年齢人口 (15～64歳)	老年人口		合計
			(65～74歳)	(75歳～)	
H22	14,113	72,486	15,794	12,321	114,714
H23	13,755	71,080	16,197	12,907	113,939
H24	13,283	69,022	17,079	13,500	112,884
H25	12,811	66,889	17,982	14,001	111,683
H26	12,330	64,969	18,564	14,572	110,435
H27	12,005	63,044	18,733	15,257	109,039
H28	11,682	61,596	18,557	16,128	107,963
H29	11,324	60,071	18,320	16,998	106,713
H30	11,000	58,634	17,925	17,818	105,377
R1	10,657	57,246	17,690	18,438	104,031

注) 各年度3月31日現在

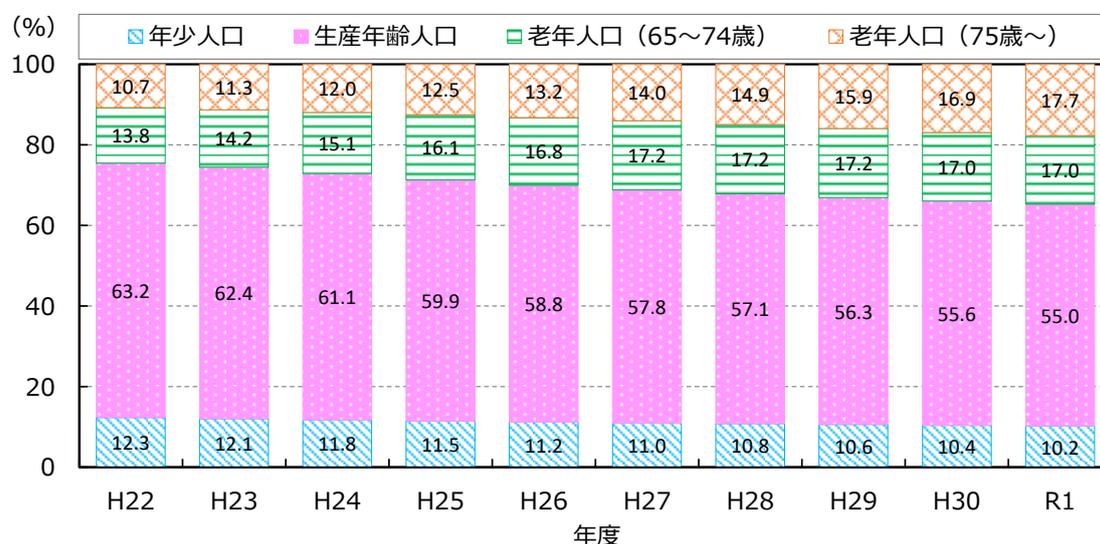


図 2-1-2 年齢区分別人口の構成比率の推移

また、令和元年度の年齢別人口構成を見ると、70～74歳の人口が9,474人で最も多く、次いで65～69歳の8,216人、75～79歳の7,895人などとなっている。

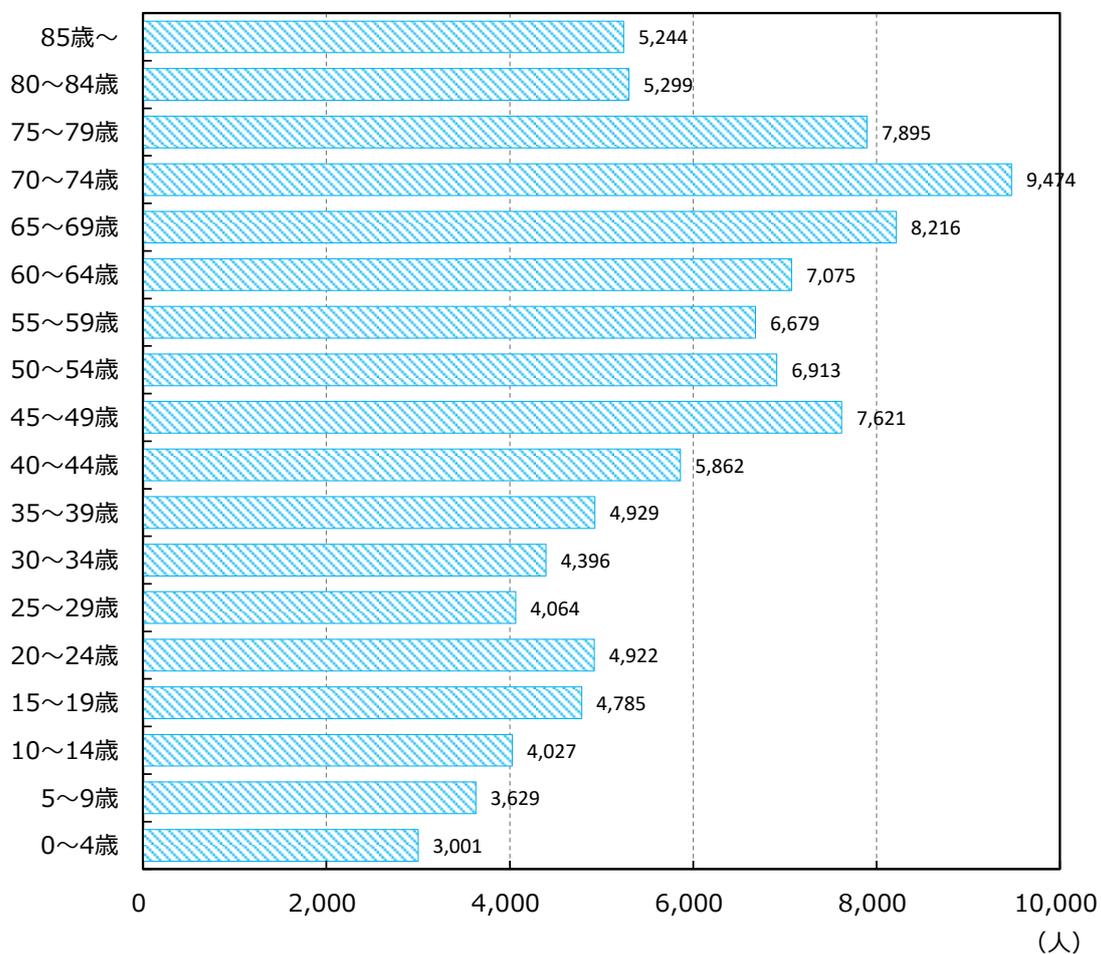


図 2-1-3 年齢別人口 (令和元年度)

2. 産業

平成 26 年度の事業所数は、「卸売業・小売業」が 736 事業所で最も多く、次いで「医療・福祉」の 357 事業所などとなっている。また、従業者数についても、「卸売業・小売業」が 6,539 人で最も多く、次いで「医療・福祉」の 6,538 人などとなっている。

平成 21 年度と比較すると、事業所数は減少しているもの、従業者数は増加している。また、産業構造については、第 3 次産業の割合が増加しており、医療・福祉については事業所数・従業員数ともに顕著に増加している。

表 2-1-3 産業別事業所数及び従業者数

産業分類		事業所数（事業所）		従業者数（人）	
		H21	H26	H21	H26
第1次 産業	農林漁業	6	5	60	69
	小計	6	5	60	69
第2次 産業	鉱業・採石業・砂利採取業	—	—	—	—
	建設業	217	197	1,161	986
	製造業	271	243	4,093	3,801
	小計	488	440	5,254	4,787
第3次 産業	電気・ガス・熱供給・水道業	6	6	131	143
	情報通信業	20	13	64	33
	運輸・郵便業	38	26	958	572
	卸売・小売業	762	736	5,801	6,539
	金融・保険業	37	30	352	394
	不動産・物品賃貸業	271	281	780	698
	学術研究・専門・技術サービス業	79	80	495	547
	宿泊・飲食サービス業	325	305	2,307	2,152
	生活関連サービス・娯楽業	306	279	1,498	1,648
	教育・学習支援業	188	176	2,419	1,977
	医療・福祉	286	357	4,374	6,538
	複合サービス事業	20	20	169	324
	サービス業（他に分類されないもの）	139	141	942	872
	公務（他に分類されるものを除く）	22	19	801	1,240
	小計	2,499	2,469	21,091	23,677
合計	2,993	2,914	26,405	28,533	

出典：経済センサス基礎調査

3. 土地利用

平成 30 年度の地目別面積は、「森林」の占める割合が 68.3%と最も高くなっている。大阪府と比較すると、宅地の占める割合が低く、一方、森林の占める割合は高くなっていることから、緑が多く自然豊かな環境に恵まれた本市の特徴がうかがえる。

表 2-1-4 地目別面積（平成 30 年度）

単位：ha

区分	河内長野市	大阪府
農地	478	12823
宅地	1,050	61,641
森林	7,487	57,079
水面・河川・水路	251	9,993
道路	438	18,594
その他	1,259	30,399
合計	10,963	190,529

出典：国土利用計画関係資料集（大阪府）

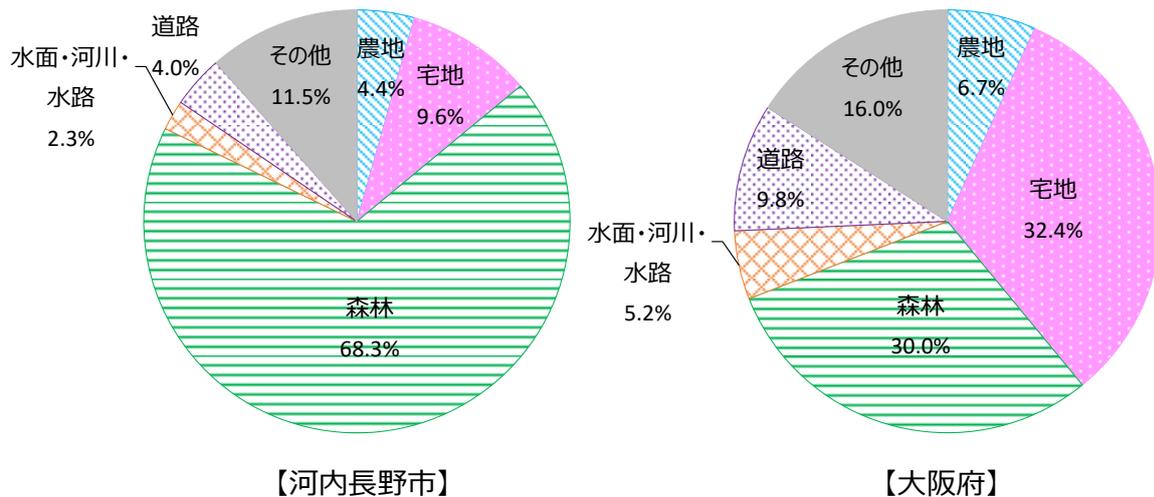


図 2-1-4 地目別面積の構成比率（平成 30 年度）

4. 財政状況

令和元年度の一般会計決算額は、歳入総額 35,214 百万円、歳出総額 35,163 百万円となっている。

また、経常収支比率について、府内都市平均及び類似団体平均よりも高い状況が続いている。

表 2-1-5 一般会計決算の状況及び経常収支比率の推移

年度	一般会計（百万円）		経常収支比率（%）		
	歳入	歳出	河内長野市	府内都市平均	類似団体平均
H22	35,511	35,399	98.7	94.5	91.4
H23	34,395	34,272	97.7	95.4	89.9
H24	33,122	33,016	99.6	94.9	90.3
H25	35,125	34,958	98.0	94.5	89.5
H26	36,561	36,363	103.9	96.0	90.8
H27	34,334	34,048	96.4	94.4	91.3
H28	34,744	34,665	99.1	97.0	93.6
H29	33,590	33,471	99.0	97.1	93.5
H30	33,863	33,724	99.9	96.5	93.9
R1	35,214	35,163	99.2	96.7	—

注1) 府内都市：大阪府内の政令指定都市及び町村を除いた都市

注2) 類似団体：人口及び産業構造により全国の市町村をグループに分類した結果、河内長野市と同じグループに属する団体

注3) 経常収支比率：地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、市税、普通交付税などを中心とする毎年度経常的に収入される一般財源の総額に対し、人件費、扶助費、公債費、物件費、補助費等のように毎年度継続的に支出される経費に充当された一般財源の額が占める割合

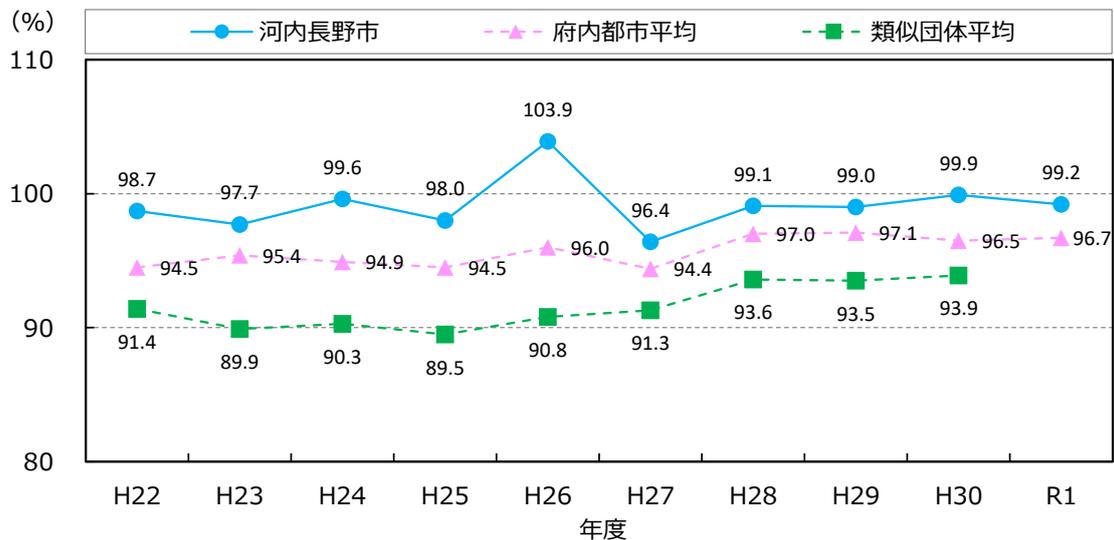


図 2-1-5 経常収支比率の比較

第2節 ごみ処理の現状

1. 組織体制

環境経済部 環境衛生課は、ごみの資源化及び減量化、地域清掃及び不法投棄防止対策、廃棄物処理等の業務を担当している。

また南河内環境事業組合の第2清掃工場は、もえるごみ、もえないごみ・粗大ごみを処理・処分している。

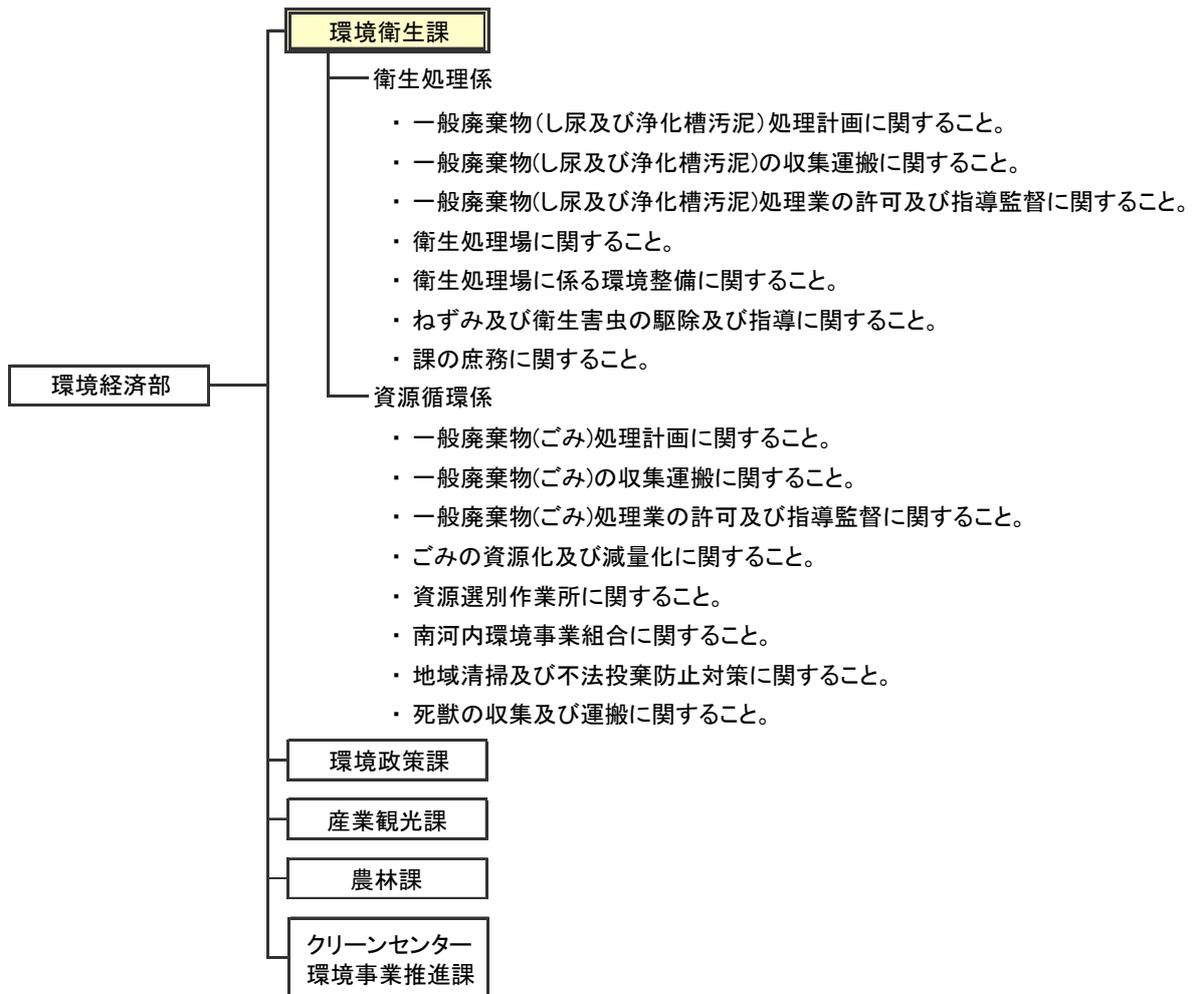


図 2-2-1 環境経済部の機構図及び環境衛生課の所掌事務

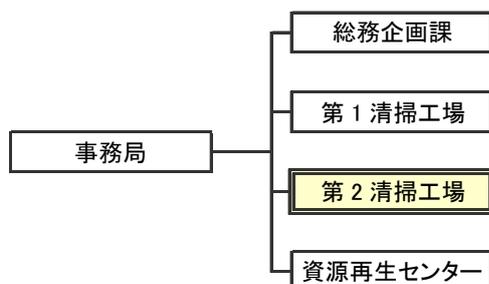


図 2-2-2 南河内環境事業組合 事務局の機構図

2. 分別区分の状況

本市が収集する家庭系ごみ及び事業系ごみの分別区分・排出方法等は、表 2-2-1 及び表 2-2-2 に示すとおりである。

家庭系ごみは、「もえるごみ」、「もえないごみ・粗大ごみ」、「ペットボトル」、「プラスチック製容器包装」、「カン・ビン・小型金属類・古紙・古布」の 5 分別を実施しており、ステーション方式により排出している。

事業系ごみについては、「普通ごみ」と「資源ごみ」の 2 分別を実施しており、戸別方式で排出している。

表 2-2-1 家庭系ごみの分別区分・排出方法等

分別区分	収集頻度	排出方法	排出方式	対象	
もえるごみ	週2回	推奨ごみ袋	ステーション方式	生ごみ類：調理ごみ・残飯等	
				紙くず類：ティッシュペーパー・紙コップ・紙おむつ等	
				ビニール・プラスチック製品類：ポリバケツ・歯ブラシ・CDケース・プラスチック製食器・おもちゃ等	
				皮革類：かばん・くつ・ベルト等	
				その他：落ち葉・剪定枝（葉・小枝）・タバコの吸い殻・カイロ等	
もえないごみ 粗大ごみ	月1回	推奨ごみ袋	ステーション方式	家具・寝具類：たんす・机・ふとん・じゅうたん・座布団等	
				家電製品類：アイロン・ファンヒーター・ミシン・エレクトーン・掃除機・乾電池等	
				せともの類：花びん・置き物・植木鉢等	
				ガラス類：蛍光灯・鏡・窓ガラス・耐熱ガラス等	
				刃物類：はさみ・包丁・のこぎり等	
資源ごみ	プラスチック製 容器包装	月2回	推奨ごみ袋	ステーション方式	ボトル類：サラダ油・ソース・シャンプー等のボトル
					トレイ類：惣菜・豆腐・刺身等のトレイ
					パック類：たまご・化粧品パッケージ等のパック
					カップ類：カップ麺・ヨーグルト・プリン等のカップ
					袋類：レジ袋・菓子袋等
					その他：梱包用材（発泡スチロール）・キャップ・ラベル等
	ペットボトル	月1回	推奨ごみ袋	ステーション方式	ボトル類：飲料用・酒類・しょうゆ・しょうゆ加工品等のボトル
					カン類：缶詰・ジュース缶・菓子缶・スプレー缶・カセットボンベ等
	カン ビン 小型金属 古紙 古布	月1回	推奨ごみ袋 (古紙は種類ごとに紐結束)	ステーション方式	ビン類：調味料・ボン酢・化粧品・ドリンク類等
					小型金属類：18リットル缶・なべ・フライパン・スプーン等
					古紙類：新聞紙・雑誌・ダンボール・飲料用紙パック・雑紙等
古布類：衣類・タオル等					
小型家電	随時	直接持ち込み	拠点回収	パソコン・携帯電話・スマートフォン等	
小型充電式電池	随時	直接持ち込み	拠点回収	リチウムイオン電池・ニッケル水素電池・ニカド電池	

表 2-2-2 事業系ごみの分別区分・排出方法等

分別区分	収集頻度	排出方法	排出方式	対象
普通ごみ	事業所による	推奨ごみ袋	戸別方式	生ごみ類：生ごみ・茶かす等
				紙くず類：ちり紙、紙きれ等
				その他：剪定枝、落ち葉、天然皮革（靴・かばんなど）等
資源ごみ	事業所による	推奨ごみ袋 (古紙は種類ごとに紐結束)	戸別方式	カン類：ジュース・缶詰などのカン（一斗缶までの大きさ）
				ビン類：酒・しょうゆ・ジュース・調味料等のビン
				小型金属類：鍋・フライパン・やかん・スプーン等
				古紙類：新聞・雑誌・段ボール等
				古布類：衣類・タオル等

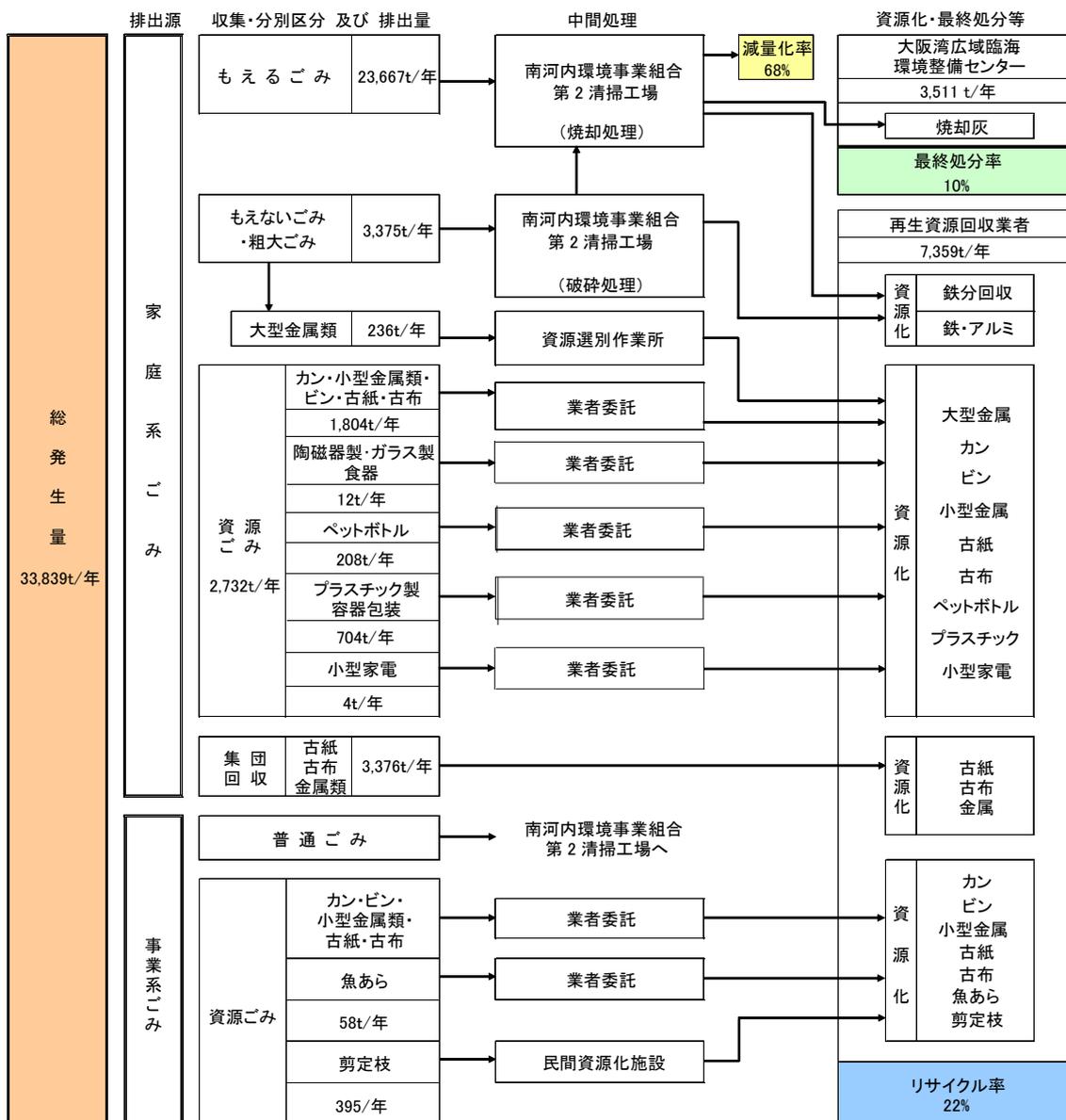
3. ごみ処理フロー

令和元年度のごみ処理フローは、図 2-2-3 に示すとおりである。

排出されたごみは、家庭系ごみ、事業系ごみとも委託業者により収集し、「もえるごみ」、「もえないごみ・粗大ごみ」、「普通ごみ」は南河内環境事業組合の第2清掃工場に搬入される。「もえないごみ・粗大ごみ」のうち「大型金属類」については、本市の資源選別作業所に搬入される。「資源ごみ」及び「大型金属類」は、種類別に選別し、再生資源回収業者等へ売却等を行っている。

一方、第2清掃工場に搬入した「もえるごみ」は、焼却処理し、「もえないごみ・粗大ごみ」は、破碎処理した後、金属類を選別資源化し、残りを焼却処理している。

焼却残渣は大阪湾広域臨海環境整備センター（フェニックス）で埋立処分している。



※家庭系ごみ区分に記したそれぞれの排出量の値は事業系ごみの排出量を含む
 ※実績は kg 単位のため端数処理により合計が合わない

図 2-2-3 ごみ処理フロー（令和元年度）

4. ごみ排出の現状

(1) ごみ排出量

ごみ排出量は、平成 24 年度以降、減少傾向で推移していたが、最近 3 年間はほぼ横ばいの状況で推移している。令和元年度のごみ排出量は 33,839t/年となっており、最近 10 年間で約 8%減少している。

また、1 人 1 日当たりごみ排出量の経年変化は、わずかな増減を繰り返しながらほぼ横ばいで推移し、令和元年度は 888.7g/人・日となっている。

表 2-2-3 ごみ排出量の推移

項目	単位	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
ごみ排出量	t/年	36,589	36,821	36,392	35,788	35,659	35,556	34,555	33,731	33,970	33,839
もえるごみ	t/年	24,315	24,801	24,673	24,357	24,179	24,415	23,801	23,509	23,374	23,667
もえないごみ・粗大ごみ	t/年	3,243	3,219	3,336	3,353	2,835	2,974	2,908	2,855	3,477	3,375
資源ごみ（分別排出量）	t/年	3,521	3,507	3,404	3,493	4,371	3,988	3,856	3,614	3,554	3,421
ペットボトル	t/年	191	178	169	174	169	187	198	197	210	208
プラスチック製 容器包装	t/年	716	702	714	716	725	680	688	680	687	704
カン・小型金属類	t/年	346	354	357	344	319	305	290	276	274	271
大型金属類	t/年	290	246	248	233	215	212	242	239	242	236
ビン	t/年	801	879	823	772	774	795	758	713	679	588
古紙	t/年	1,009	850	804	884	922	958	919	798	773	780
古布	t/年	168	115	105	141	143	150	148	150	152	165
魚あら	t/年	－	183	184	194	189	147	131	99	84	58
剪定枝	t/年	－	－	－	30	909	546	475	451	439	395
陶磁器製食器	t/年	－	－	－	4	4	5	6	6	9	9
ガラス製食器	t/年	－	－	－	2	3	2	3	3	3	3
小型家電	t/年	－	－	－	－	－	－	－	2	2	4
資源集団回収量	t/年	5,510	5,294	4,980	4,586	4,274	4,180	3,991	3,753	3,565	3,376
1人1日当たりごみ排出量	g/人・日	873.9	883.0	883.3	877.9	884.6	893.4	876.9	866.0	883.2	888.7
もえるごみ	g/人・日	580.7	596.3	598.8	597.5	599.8	613.4	604.0	603.6	607.7	621.6
もえないごみ・粗大ごみ	g/人・日	77.4	77.4	81.0	82.2	70.3	74.7	73.8	73.3	90.4	88.6
資源ごみ（分別排出量）	g/人・日	84.1	84.3	82.6	85.7	108.4	100.2	97.9	92.8	92.4	89.8
ペットボトル	g/人・日	4.6	4.3	4.1	4.3	4.2	4.7	5.0	5.1	5.5	5.5
プラスチック製 容器包装	g/人・日	17.1	16.8	17.3	17.6	18.0	17.1	17.5	17.5	17.9	18.5
カン・小型金属類	g/人・日	8.3	8.5	8.7	8.4	7.9	7.7	7.4	7.1	7.1	7.1
大型金属類	g/人・日	6.9	5.9	6.0	5.7	5.3	5.3	6.1	6.1	6.3	6.2
ビン	g/人・日	19.1	21.1	20.0	18.9	19.2	20.0	19.2	18.3	17.7	15.4
古紙	g/人・日	24.1	20.4	19.5	21.7	22.8	24.1	23.3	20.5	20.1	20.5
古布	g/人・日	4.0	2.8	2.5	3.5	3.5	3.8	3.7	3.8	3.9	4.3
魚あら	g/人・日	－	4.4	4.5	4.8	4.7	3.7	3.3	2.5	2.2	1.5
剪定枝	g/人・日	－	－	－	0.7	22.6	13.7	12.0	11.6	11.4	10.4
陶磁器製食器	g/人・日	－	－	－	0.1	0.1	0.1	0.2	0.2	0.2	0.2
ガラス製食器	g/人・日	－	－	－	0.0	0.1	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1
小型家電	g/人・日	－	－	－	－	－	－	－	0.1	0.1	0.1
資源集団回収量	g/人・日	131.6	127.3	120.9	112.5	106.0	105.0	101.3	96.3	92.7	88.7

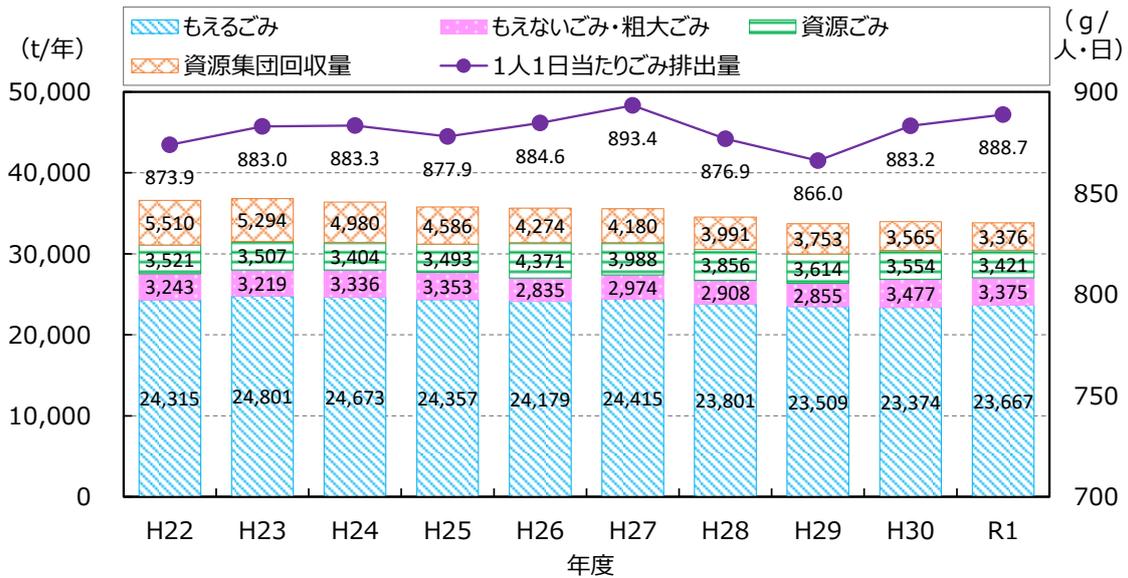


図 2-2-4 ごみ排出量の推移

(2) ごみ排出量の比較

本市の1人1日当たりごみ排出量は、大阪府平均及び全国平均より少ない水準で推移しているものの、近年は全国平均との差が減少傾向にある。

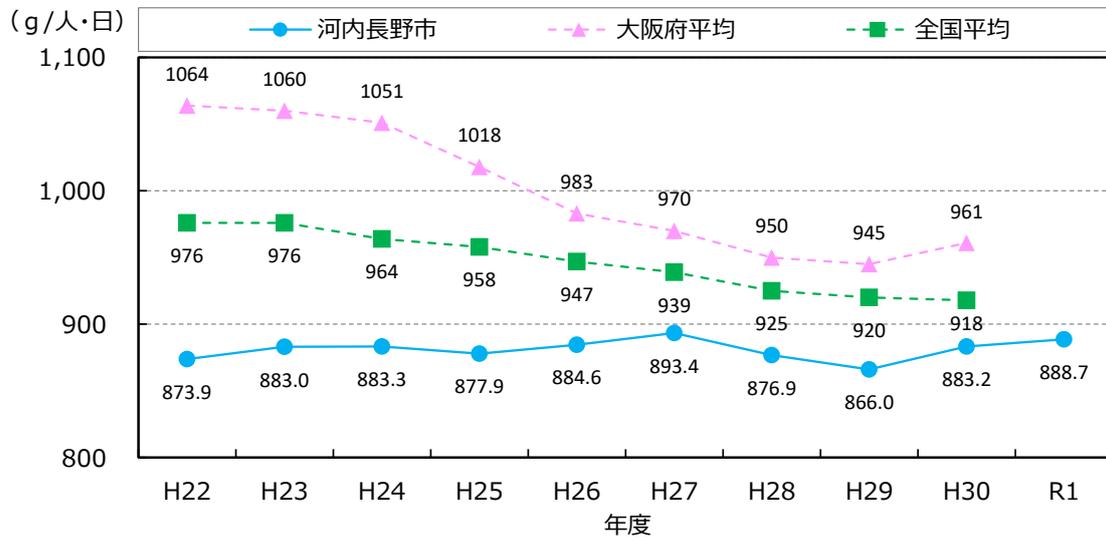


図 2-2-5 1人1日当たりごみ排出量の比較

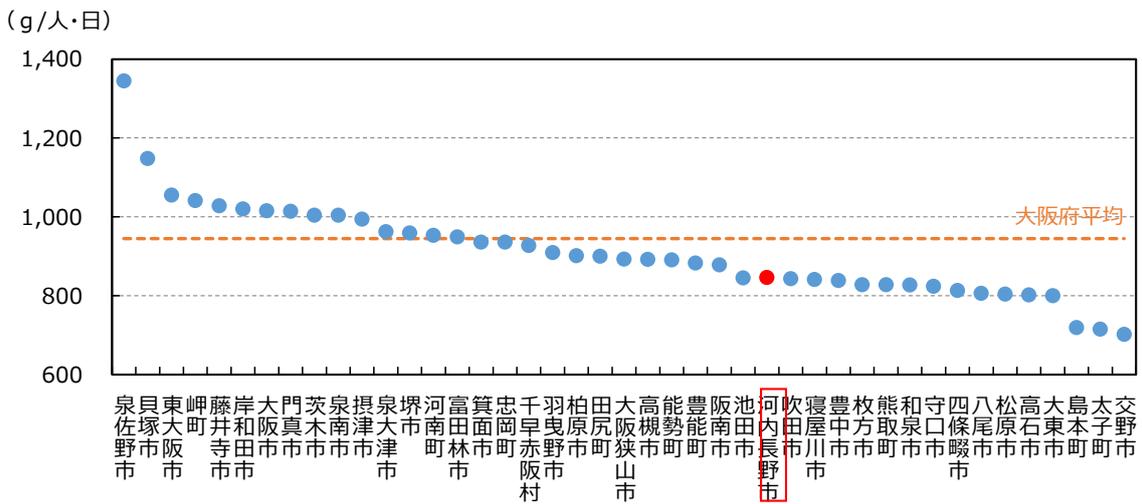


図 2-2-6 1 人 1 日あたりごみ排出量の大阪府内での比較（平成 29 年度）

5. ごみ処理・処分の現状

本市から排出されたごみは、第 2 清掃工場等での中間処理による減量化や資源化によって、最終処分する量を減らすことで環境負荷の低減に努めている。

ごみの排出及び処理・処分の流れは、図 2-2-7 に示すとおりである。

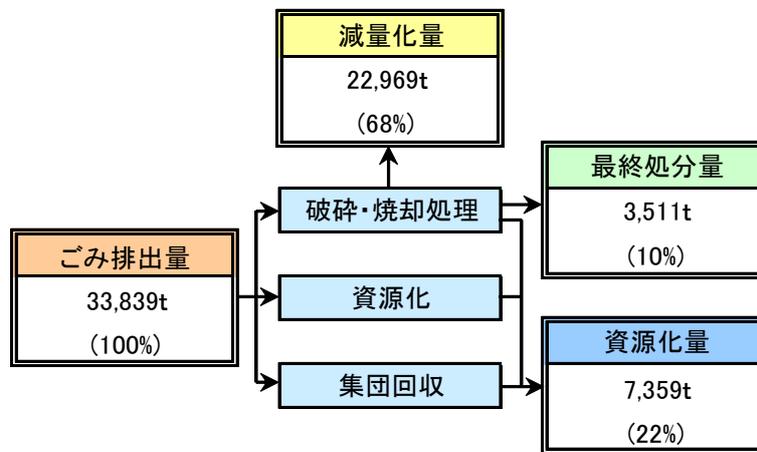


図 2-2-7 ごみの排出及び処理・処分の流れ(令和元年度)

(1) 中間処理

① 資源化量及びリサイクル率

資源化量及びリサイクル率は、平成 27 年度以降、減少傾向で推移している。令和元年度の資源化量は 7,359t/年となっており、最近 10 年間で約 23%減少している。その内訳を見ると、資源集団回収の減少が大きく、さらに分別収集等の量も減少傾向にあり、最近 10 年間で約 39%減少している。

また、令和元年度のリサイクル率は 21.7%となっており、最近 10 年間で 4.5%の減少となっている。

表 2-2-4 資源化量とリサイクル率の推移

項目	単位	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
ごみ排出量	t/年	36,589	36,821	36,392	35,788	35,659	35,556	34,555	33,731	33,970	33,839
資源化量	t/年	9,596	9,329	8,898	8,638	9,195	8,743	8,421	7,893	7,697	7,359
分別収集等	t/年	3,521	3,507	3,404	3,493	4,371	3,988	3,856	3,614	3,554	3,421
第2清掃工場	t/年	565	528	514	559	550	575	574	526	578	562
資源集団回収	t/年	5,510	5,294	4,980	4,586	4,274	4,180	3,991	3,753	3,565	3,376
リサイクル率	%	26.2	25.3	24.4	24.1	25.8	24.6	24.4	23.4	22.7	21.7

注) リサイクル率 = 資源化量 ÷ ごみ排出量 × 100

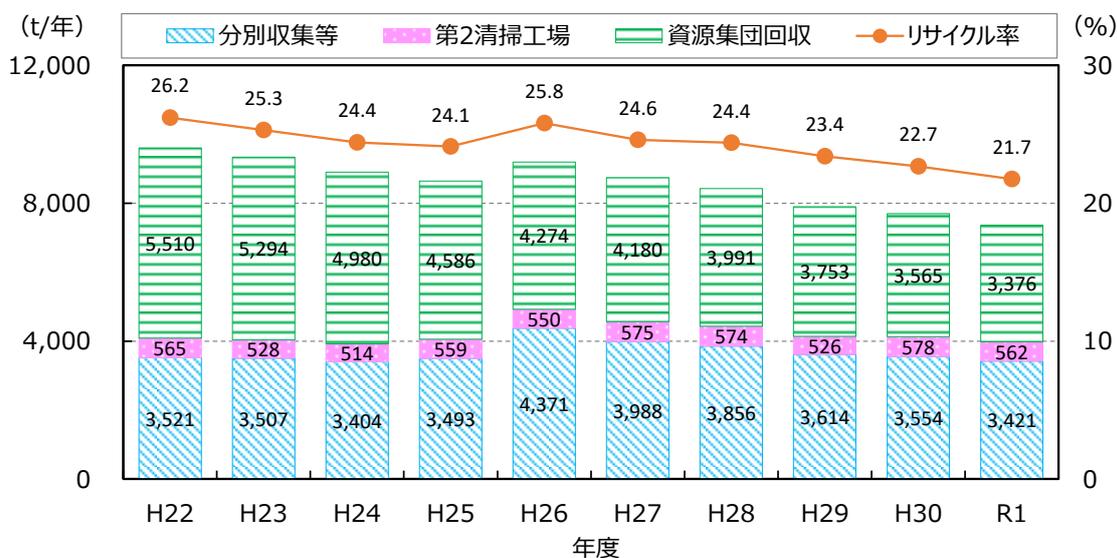


図 2-2-8 資源化量とリサイクル率の推移

②リサイクル率の比較

本市のリサイクル率は、大阪府平均及び全国平均を上回る水準で推移しているものの、近年は全国平均との差が減少傾向にある。また、平成 29 年度で見ると、大阪府内でリサイクル率が最も高い市となっている。

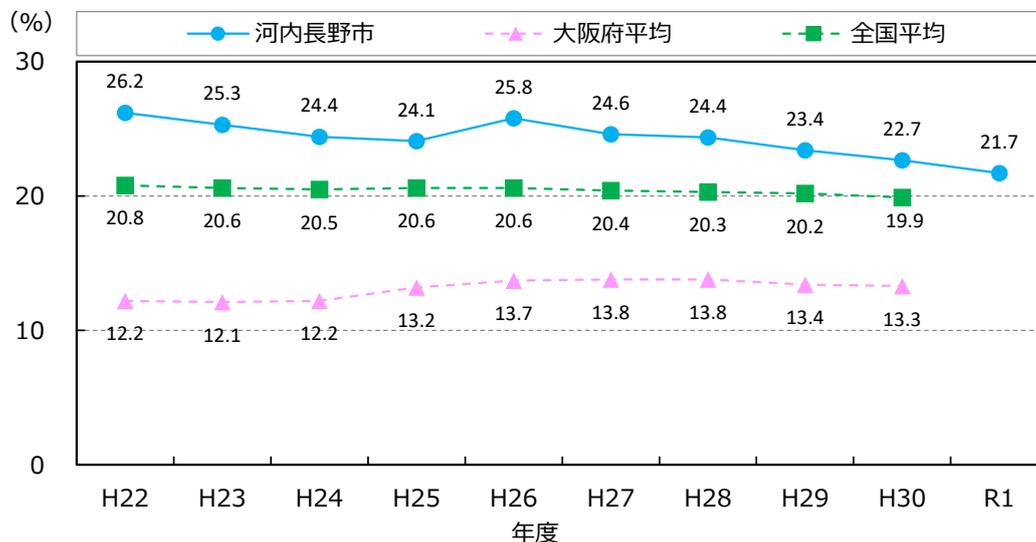


図 2-2-9 リサイクル率の比較

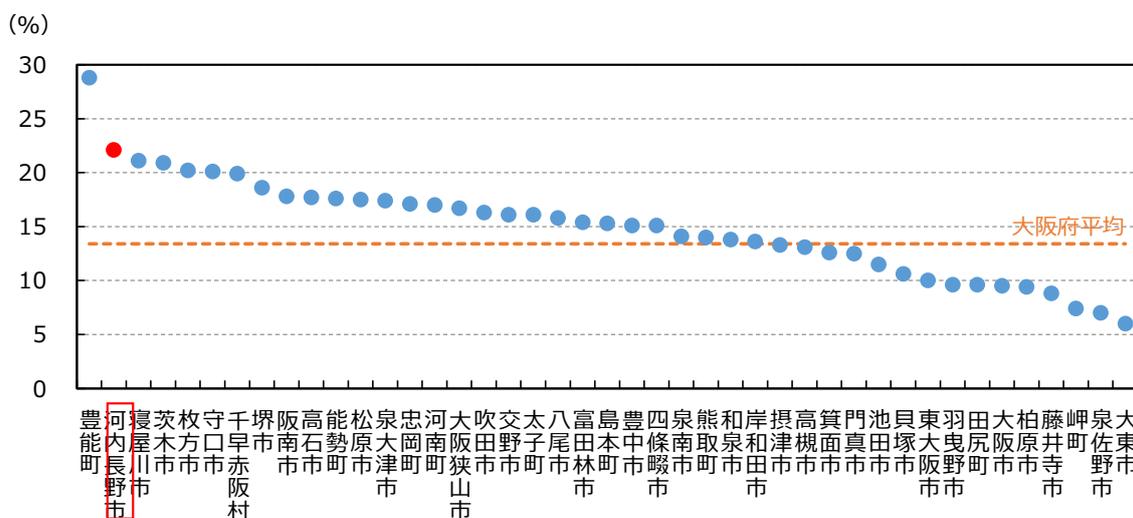


図 2-2-10 リサイクル率の大阪府内での比較（平成 29 年度）

③中間処理施設

本市の「もえるごみ」「もえないごみ・粗大ごみ」については、本市を含む 3 市 2 町 1 村で構成する南河内環境事業組合第 2 清掃工場で処理されている。

また、資源ごみのうち、カン・ビン・小型金属・古紙・古布・プラスチック製容器包装・ペットボトル・陶磁器製食器・ガラス製食器については、民間の処理施設において、選別・圧縮・梱包等を行い、再生事業者へ引き渡し資源化を行っている。大型金属類については、直営の施設である資源選別作業所において、委託業者により選別等ののち、資源化を行っている。

(2) 最終処分

① 焼却処理量、減量化量及び最終処分量

南河内環境事業組合の第2清掃工場における焼却処理量は、令和元年度については27,042t/年で、減量化率は67.9%となっている。

また、最終処分量は3,511t/年となっており、最近10年間で約15%減少している。さらに、最終処分率は10.4%となっており、最近10年間で0.9%の減少となっている。

表 2-2-5 焼却処理量、減量化量及び最終処分量等の推移

項目	単位	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	
ごみ排出量	t/年	36,589	36,821	36,392	35,788	35,659	35,556	34,555	33,731	33,970	33,839	
焼却処理量 (第2清掃工場)	焼却処理量	t/年	27,558	28,020	28,009	27,710	27,014	27,388	26,708	26,364	26,851	27,042
	もえるごみ	t/年	24,315	24,801	24,673	24,357	24,179	24,415	23,801	23,509	23,374	23,667
	もえないごみ・粗大ごみ	t/年	3,243	3,219	3,336	3,353	2,835	2,974	2,908	2,855	3,477	3,375
最終処分量 (大阪湾フェニックス)	焼却灰	t/年	4,147	4,089	4,095	4,014	3,622	3,517	3,421	3,384	3,613	3,511
施設資源化量	t/年	565	528	514	559	550	575	574	526	578	562	
減量化量	t/年	22,846	23,403	23,400	23,137	22,842	23,296	22,713	22,454	22,660	22,969	
減量化率	%	62.4	63.6	64.3	64.6	64.1	65.5	65.7	66.6	66.7	67.9	
最終処分率	%	11.3	11.1	11.3	11.2	10.2	9.9	9.9	10.0	10.6	10.4	

注1) 減量化量 = 焼却処理量 - 最終処分量 - 施設資源化量

注2) 減量化率 = 減量化量 ÷ ごみ排出量 × 100

注3) 最終処分率 = 最終処分量 ÷ ごみ排出量 × 100

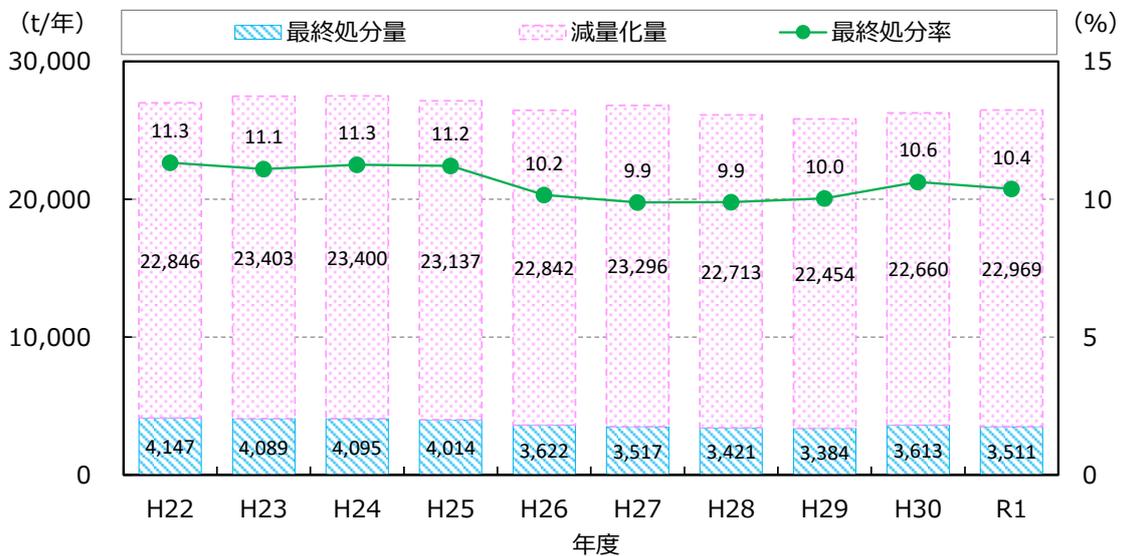


図 2-2-11 減量化量、最終処分量及び最終処分率の推移

②最終処分率の比較

本市の最終処分率は、大阪府平均を下回り、全国平均とほぼ同水準で推移していたが、近年は全国平均との差が増加傾向にある。

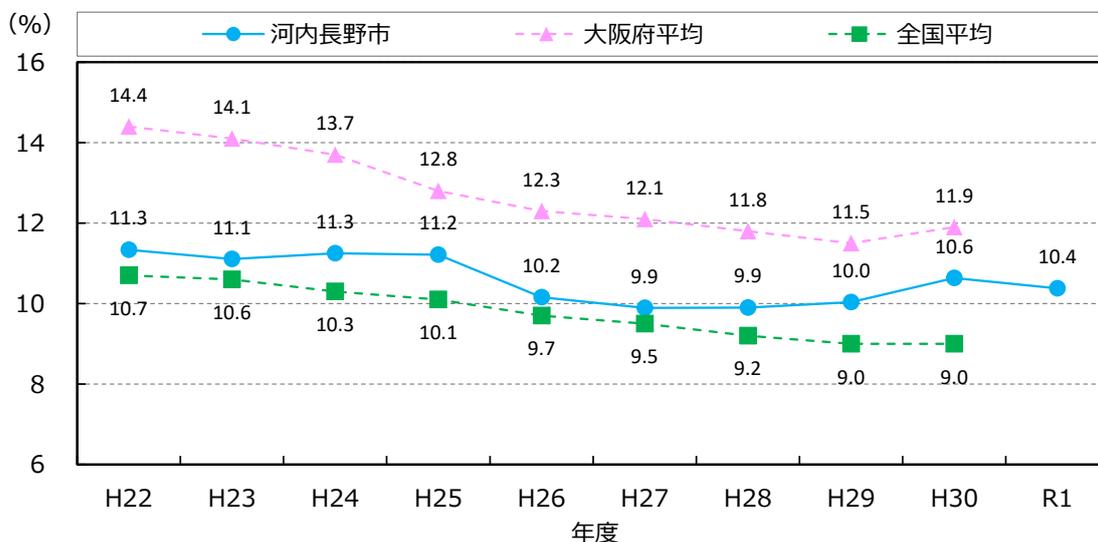


図 2-2-12 最終処分率の比較

③最終処分場

第 2 清掃工場において、処理後に発生する焼却灰の最終処分は、長期安定的または広域的に廃棄物を適正処理するために設立された大阪湾広域臨海環境整備センター（フェニックス）で行っている。

表 2-2-6 最終処分場の概要

施設名	大阪湾広域臨海環境整備センター（フェニックス）
根拠法律	広域臨海環境整備センター法（昭和56年法律第76号）
設立	昭和57年3月1日
広域処理対象地区	近畿2府4 県168市町村
広域処理場整備対象港湾	4港湾

(3) ごみ質

① もえるごみ

南河内環境事業組合の第2清掃工場へ搬入される「もえるごみ」の種類別組成は、令和元年度については、「紙・布類」が44.9%と最も高く、次いで「ビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類」の20.8%、「木・竹・わら類」の16.3%などとなっている。割合が最も多い「紙・布類」の最近5年間でそれ以前の5年間の平均値を比較すると、最近5年間の方が約6%高くなっている。

また、ごみの三成分は、経年的に「水分」の割合が最も高く、約48~58%を占めている。

表 2-2-7 もえるごみの組成分析の推移

区分		単位	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
種類別組成	紙・布類	%	38.0	36.9	36.4	33.1	32.0	41.7	39.7	41.8	37.7	44.9
	ビニール・合成樹脂類・ ゴム・皮革類	%	23.4	27.7	26.7	21.0	26.0	21.6	24.2	25.8	25.1	20.8
	木・竹・わら類	%	13.1	16.1	21.8	21.9	23.5	21.8	22.4	14.7	18.6	16.3
	生ごみ	%	7.8	8.6	8.7	8.3	10.6	9.4	6.6	10.4	8.6	10.0
	不燃物類	%	6.5	3.4	2.4	4.8	2.9	2.0	2.9	3.4	5.9	1.6
	その他	%	11.2	7.3	4.0	10.9	5.0	3.5	4.2	3.9	4.1	6.4
	単位容積重量	kg/m ³	257.0	228.0	188.0	180.0	155.0	157.0	166.0	150.0	150.0	163.0
低位発熱量	kcal/kg	2363.3	2021.7	2061.7	2065.0	1968.3	2485.0	2146.7	2096.7	2510.0	2223.3	
三成分	水分	%	49.5	57.7	56.7	52.4	57.9	48.1	54.5	56.5	48.6	52.8
	灰分	%	42.1	35.9	36.7	38.5	36.0	45.9	39.4	38.2	43.6	42.2
	可燃分	%	8.4	6.4	6.6	9.1	6.1	6.0	6.1	5.3	7.8	5.0

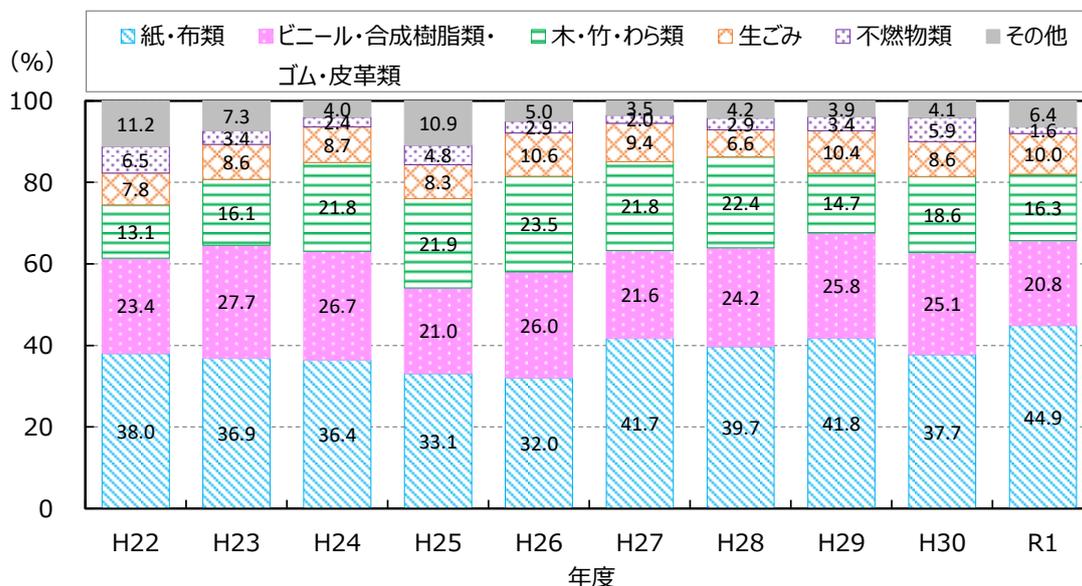


図 2-2-13 もえるごみの組成分析の推移

②もえないごみ・粗大ごみ

南河内環境事業組合の第 2 清掃工場へ搬入される「もえないごみ・粗大ごみ」の種類別組成は、令和元年度については、「木製品・家具廃材」が 42.0%と最も高く、次いで「金属類・家電製品」の 17.5%、「合成樹脂類」の 17.0%、「繊維類」の 14.5%などとなっている。割合が最も高い「木製品・家具廃材」の最近 5 年間でそれ以前の 5 年間の平均値を比較すると、ほぼ同程度となっている。

表 2-2-8 もえないごみ・粗大ごみの組成分析の推移

区分	単位	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	
種類別組成	合成樹脂類	%	20.9	17.9	25.2	22.7	14.5	17.5	26.9	8.1	24.6	17.0
	木製品・家具廃材	%	35.2	34.4	21.8	38.7	38.3	40.4	17.1	50.2	23.4	42.0
	繊維類	%	8.0	13.8	35.2	9.5	29.1	18.6	27.5	28.7	21.1	14.5
	金属類・家電製品	%	12.3	9.6	10.5	13.0	7.4	10.6	16.1	4.2	16.6	17.5
	陶器類	%	5.0	1.7	1.3	3.5	2.4	5.3	3.9	4.5	5.8	1.6
	紙類	%	4.1	4.8	4.4	4.3	5.2	5.1	3.3	1.5	4.1	3.7
	ガラス類	%	2.0	0.8	0.5	3.8	1.6	1.5	3.0	1.0	1.9	0.5
	缶類	%	0.6	0.8	0.5	0.9	0.3	0.6	1.3	0.1	0.5	0.1
	その他	%	11.9	16.2	0.6	3.6	1.2	0.4	0.9	1.7	2.0	3.1

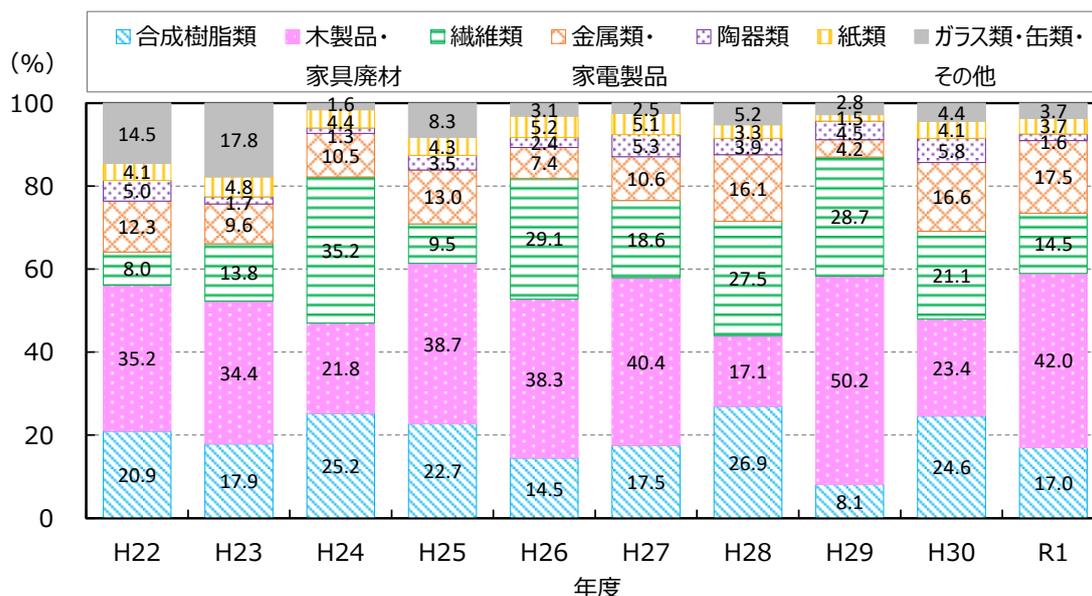


図 2-2-14 もえないごみ・粗大ごみの組成分析の推移

(4) ごみ処理経費

平成 30 年度のごみ処理経費は約 12 億 5,800 万円となっており、最近 9 年間で約 4 億 3,400 万円減少している。また、平成 30 年度のごみ処理経費を市民 1 人当りに換算すると 11,935 円、ごみ 1t 当りに換算すると 37,024 円となる。

表 2-2-9 ごみ処理経費の推移

項目	単位	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
処理及び維持管理費	百万円	1,303	1,262	1,273	1,284	1,290	1,297	1,278	1,277	1,258
人件費	百万円	88	80	96	79	80	74	75	73	71
委託費										
収集運搬費	百万円	700	688	692	706	718	712	703	723	705
中間処理費	百万円	81	80	79	80	82	82	87	87	88
その他	百万円	6	5	5	5	5	5	4	5	5
組合分担費	百万円	428	409	401	414	404	423	409	389	389
その他	百万円	388	413	363	345	338	153	180	0	0
合計	百万円	1,692	1,675	1,636	1,628	1,628	1,450	1,458	1,277	1,258
1人当たり経費	円/人	14,746	14,702	14,492	14,580	14,745	13,297	13,502	11,963	11,935
ごみ1t当たり経費	円/t	46,232	45,495	44,952	45,500	45,664	40,779	42,186	37,846	37,024

表 2-2-10 歳入額の推移 (参考)

項目	単位	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
手数料	百万円	224	229	229	234	235	235	239	235	240
ごみ処理手数料	百万円	219	225	225	229	231	230	234	230	236
家庭系有料ごみ処理手数料	百万円	5	5	4	5	4	5	5	5	5
売却代金等	百万円	39	31	24	27	30	25	19	24	15
再生資源売却代金	百万円	23	26	23	25	29	24	17	22	15
再商品化合理化拠出金	百万円	17	4	2	2	2	1	2	2	0
合計	百万円	263	260	254	261	265	259	257	259	255

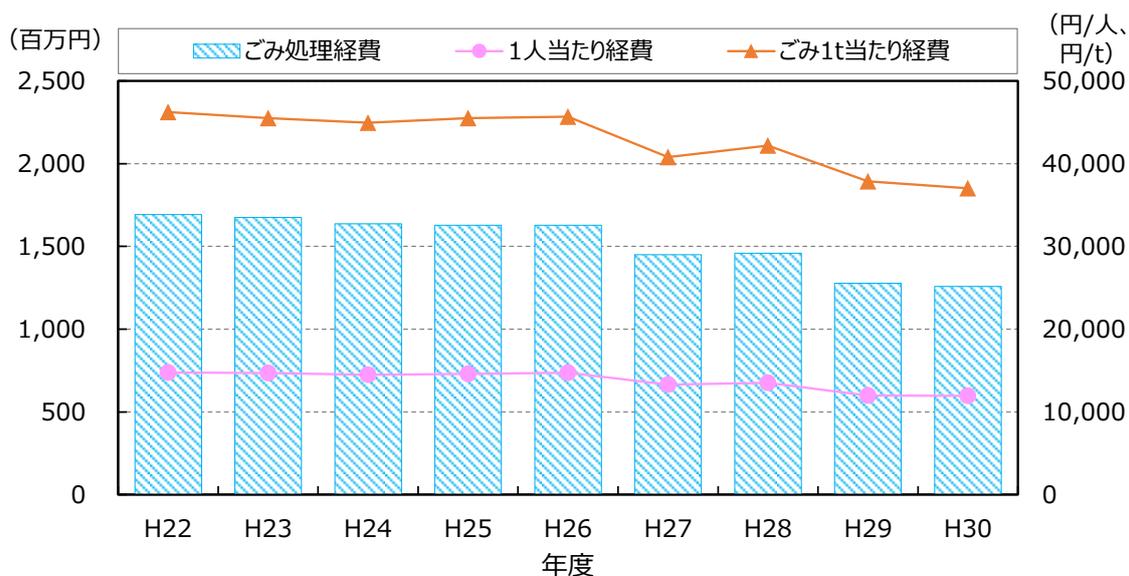


図 2-2-15 ごみ処理経費の推移

第3節 ごみ処理システムの評価

本市のごみ処理システムの評価については、環境省が公表している「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」を利用して、大阪府内市町村との比較評価を行ったものを、図 2-3-1 に示す。

評価結果としては、すべての項目において偏差値 50 以上となっており、大阪府内市町村と比較して良好な結果となっている。

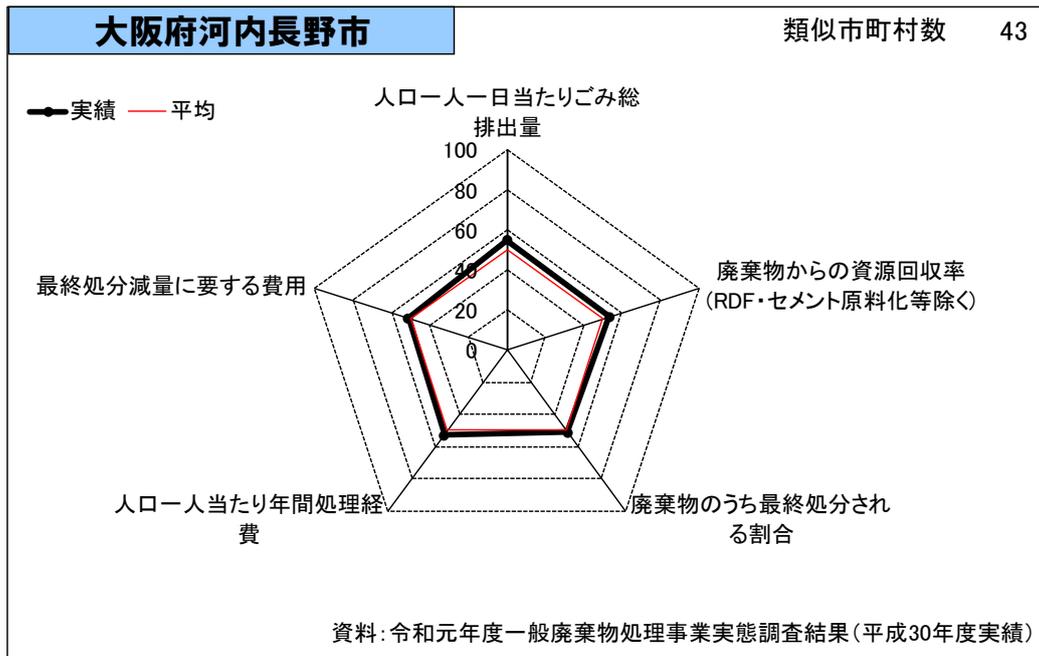


図 2-3-1 大阪府内市町村との比較評価結果

表 2-3-1 大阪府内市町村との比較評価結果

項目	1人1日当たり ごみ排出量 (kg/人・日)	廃棄物からの資源 回収率(RDF・セメ ント原料化等除く) (t/t)	廃棄物のうち最終 処分される割合 (t/t)	1人当たり 年間処理経費 (円/人・年)	最終処分減量に 要する費用 (円/t)
河内長野市 実績	0.863	0.214	0.108	12,465	42,566
大阪府市町村 平均	0.921	0.165	0.111	13,695	44,462
偏差値	54.7	53.6	51.1	53.0	51.4

第4節 ごみ処理に関する課題抽出と今後の方向性

1. 計画人口

本計画で用いる将来人口の推計結果は、図 2-4-1 に示すとおりであり、人口は年々減少し、令和 12 年度には 90,371 人となる。

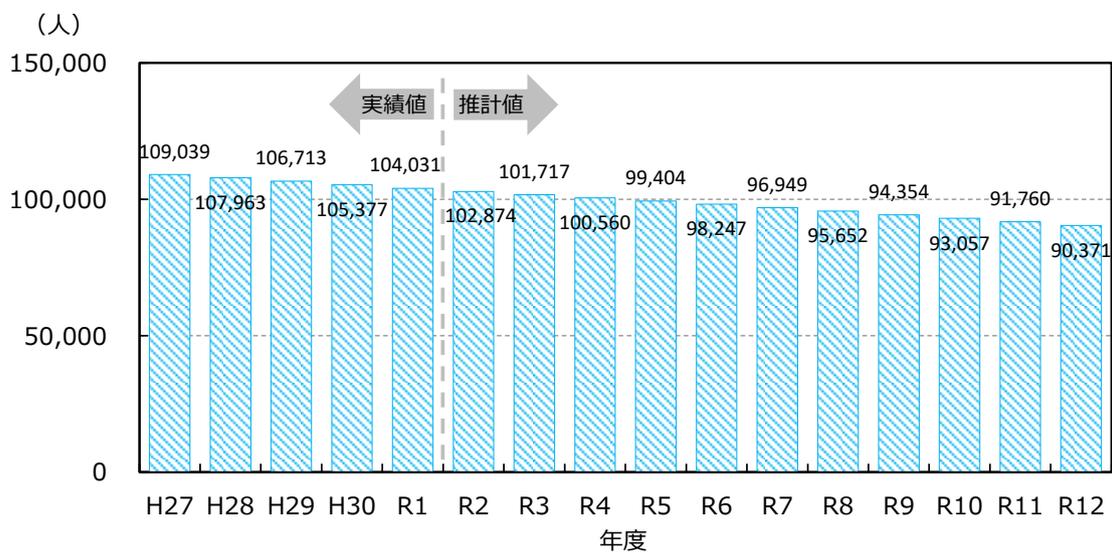


図 2-4-1 将来人口の推計結果

2. 前計画における目標達成状況

前計画では、「ごみ排出量」、「1人1日当たりごみ排出量」、「リサイクル率」について、令和2年度の目標値を、表2-4-1に示すとおり設定している。

これら目標値の達成状況は、以降に示すとおりである。

表2-4-1 前計画における目標値

指標	基準値 (H26年度)	実績値 (令和元年度)	目標値 (令和2年度)
ごみ排出量 (t/年)	35,659	33,839	33,251
1人1日当たりごみ排出量 (g/人・日)	884.6	888.7	864.5
リサイクル率 (%)	25.8	21.7	30.5

(1) ごみ排出量

前計画では、令和元年度の計画目標値を33,815tと設定していたが、実績値は33,839tとなり、計画目標値をわずかながら達成できていない。

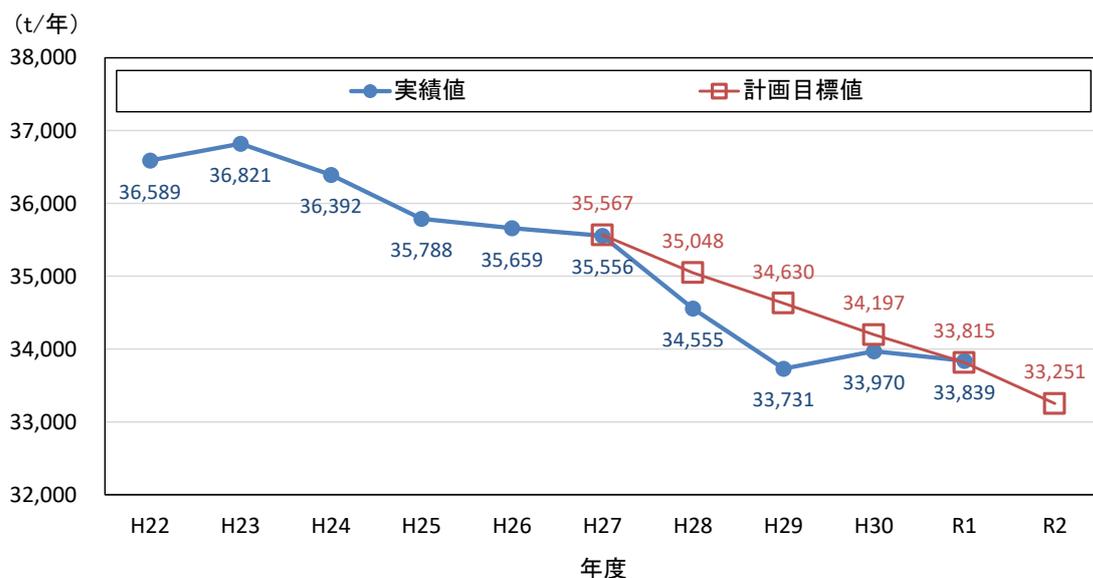


図2-4-2 実績値と計画目標値の比較 (ごみ排出量)

(2) 1人1日当たりごみ排出量

前計画では、令和元年度の計画目標値を868.6g/人・日と設定していたが、実績値は888.7g/人・日となり、計画目標値を達成できていない。

実績値は、平成27年度をピークに平成28～29年度は減少傾向で推移し、計画目標値を達成していたが、平成30年度以降は増加傾向に転じて、計画目標値を達成できていない。予想以上に人口が減少したためと見られる。

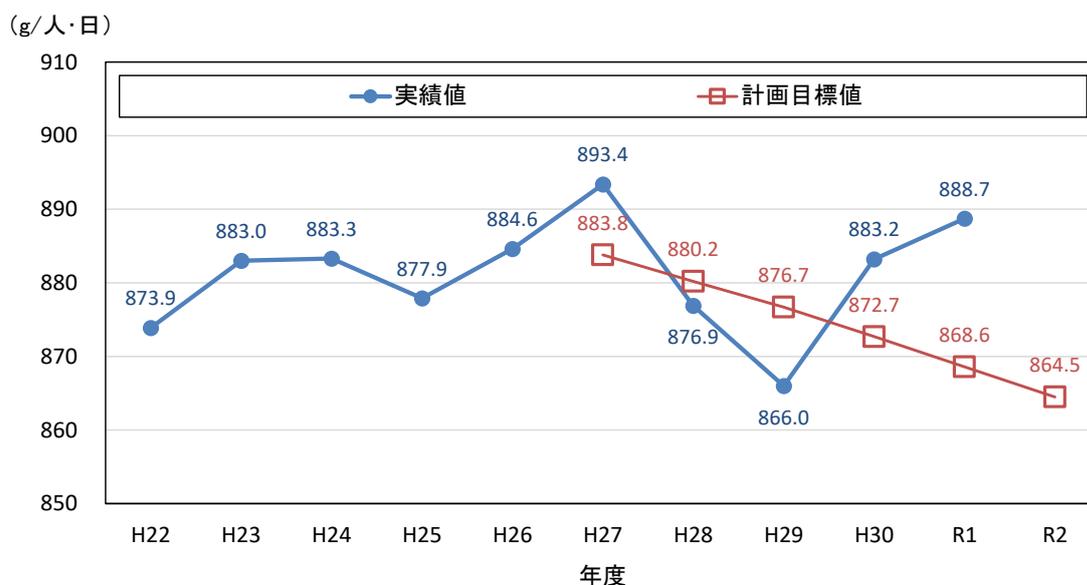


図 2-4-3 実績値と計画目標値の比較 (1人1日当たりごみ排出量)

(3) リサイクル率

前計画では、令和元年度の計画目標値を 29.6%と設定していたが、実績値は 21.7%となり、計画目標値を達成できていない。

実績値と計画目標値の差は増加傾向にあり、平成 27 年度では 1.8%であったが、令和元年度では 7.9%まで広がっている。

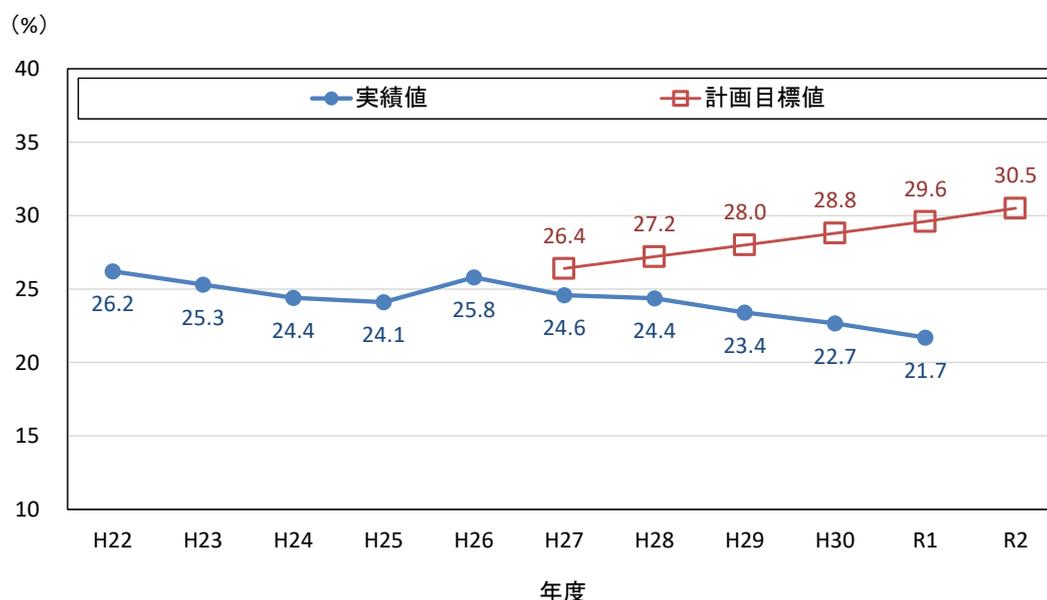


図 2-4-4 実績値と計画目標値の比較 (リサイクル率)

3. ごみ処理に関する課題の抽出

前述のとおり、「ごみ排出量」、「1人1日当たりごみ排出量」、「リサイクル率」の全てにおいて、計画目標値を達成できていない。

そのため、ごみの種類別の目標値の達成状況を分析し、課題の抽出を以降に示すとおり行った。

(1) もえるごみ

前計画では、令和元年度の計画目標値を 21,770 t と設定していたが、実績値は 23,667 t となり、計画目標値を達成できていない。

実績値は、平成 28 年度以降、減少傾向で推移していたが、令和元年度から増加傾向に転じている。また、実績値と計画目標値の差も増加傾向にあり、平成 27 年度では 495 t であったが、令和元年度では 1,897 t まで広がっている。

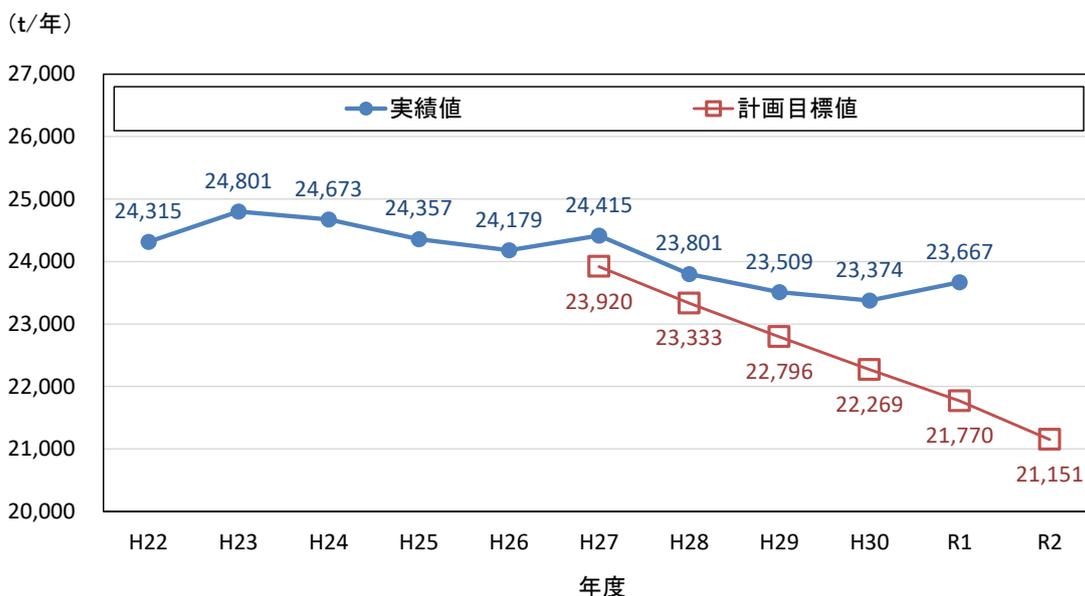


図 2-4-5 実績値と計画目標値の比較 (もえるごみ)

■課題

- 増加要因としては、もえるごみの「紙・布類」の組成割合が近年増加しているなど、もえるごみに資源物が相当量含まれていることが考えられるため、再資源化が可能な紙・布類、プラスチック製容器包装などのさらなる分別徹底を促す取り組みの強化を図っていく必要がある。
- また、ごみの水分の割合が約 48~58%と高いことから、生ごみの減量化や水切りの徹底などを促す取り組みの強化を図っていく必要がある。
- 近年、未利用食品や調理くずなどの食品ロスの削減が重要視されていることから、食べ物を無駄にしないという意識の啓発に努めていく必要がある。

(2) もえないごみ・粗大ごみ

前計画では、令和元年度の計画目標値を 2,542t と設定していたが、実績値は 3,375t となり、計画目標値を達成できていない。

実績値は、平成 26 年 7 月から、工場への直接持ち込みに対するチェック体制の強化による直接搬入ごみの適正化を図ったことから、平成 26 年度に大きく減少し、平成 28～29 年度は減少傾向で推移していたが、平成 30 年度には台風 21 号による災害廃棄物が発生したため、大きく増加している。

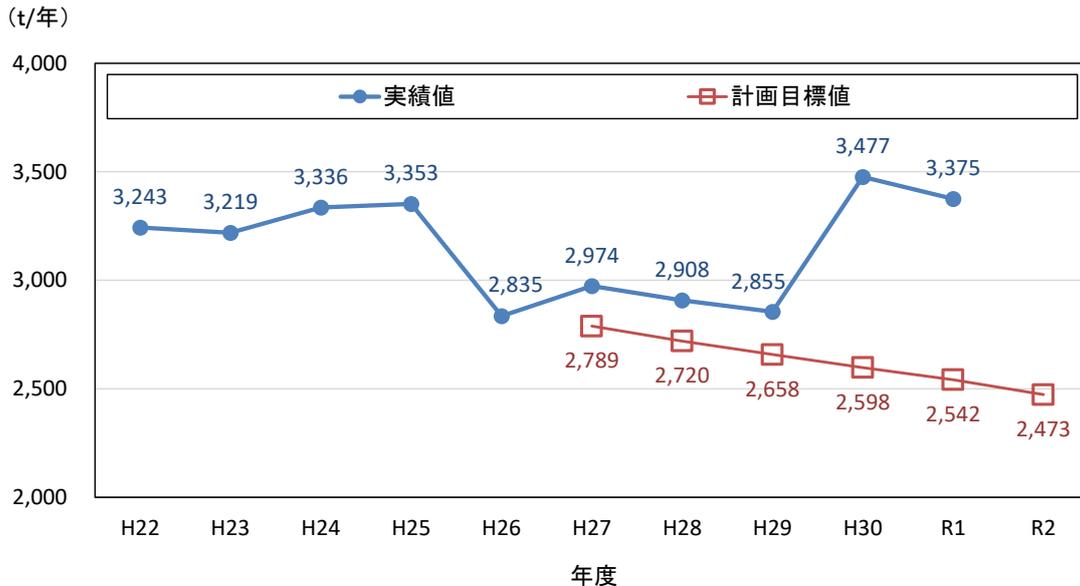


図 2-4-6 実績値と計画目標値の比較 (もえないごみ・粗大ごみ)

■課題

- 「もったいない市」によるリユース・リサイクルの取り組みにより、市民のごみ減量意識の啓発に努めていく必要がある。
- 「木製品・家具廃材」のもえないごみ・粗大ごみの組成割合が約 17～50%と高くなっていることから、家庭にある家具はできるだけ修理して使うなど、ものを大切に長く使うという意識の啓発に努めていく必要がある。

(3) ペットボトル

前計画では、令和元年度の計画目標値を 171t と設定しており、実績値が 208t となっていることから、計画目標値を達成している。

実績値は、平成 27 年度以降、経年的に計画目標値を上回っており、その差は平成 27 年度では 18t であったが、令和元年度では 37t まで広がっている。

ペットボトルについては、軽量化が年々進んでいるものの、カンやビンからペットボトルへの移行など、需要の増大に伴い増加傾向にある。

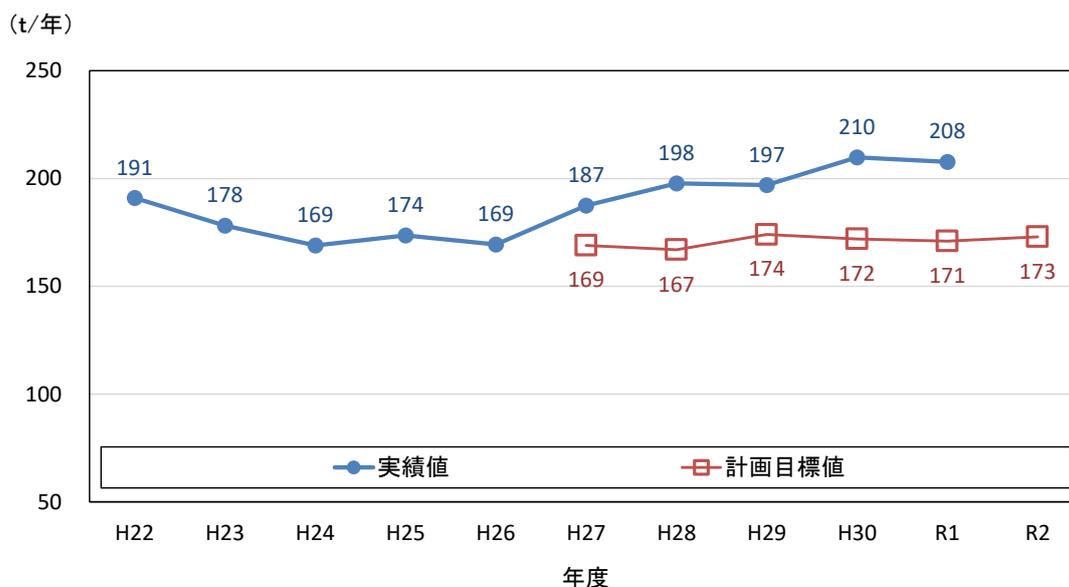


図 2-4-7 実績値と計画目標値の比較 (ペットボトル)

■課題

- 実績値の増加傾向を維持するため、さらなる分別徹底を促す取り組みの強化を図っていく必要がある。
- 近年、国の「プラスチック資源循環戦略」の策定など、プラスチックごみの資源・環境面の課題が挙げられていることから、ペットボトルの分別徹底やマイボトルの使用などによる発生抑制に向けた意識啓発に努めていく必要がある。

(4) プラスチック製容器包装

前計画では、令和元年度の計画目標値を 1,246t と設定していたが、実績値は 704t となり、計画目標値を達成できていない。

実績値は、平成 27 年度以降、ほぼ横ばいで推移しているため、計画目標値との差は平成 27 年度で 149t であったが、令和元年度では 542t まで広がっている。

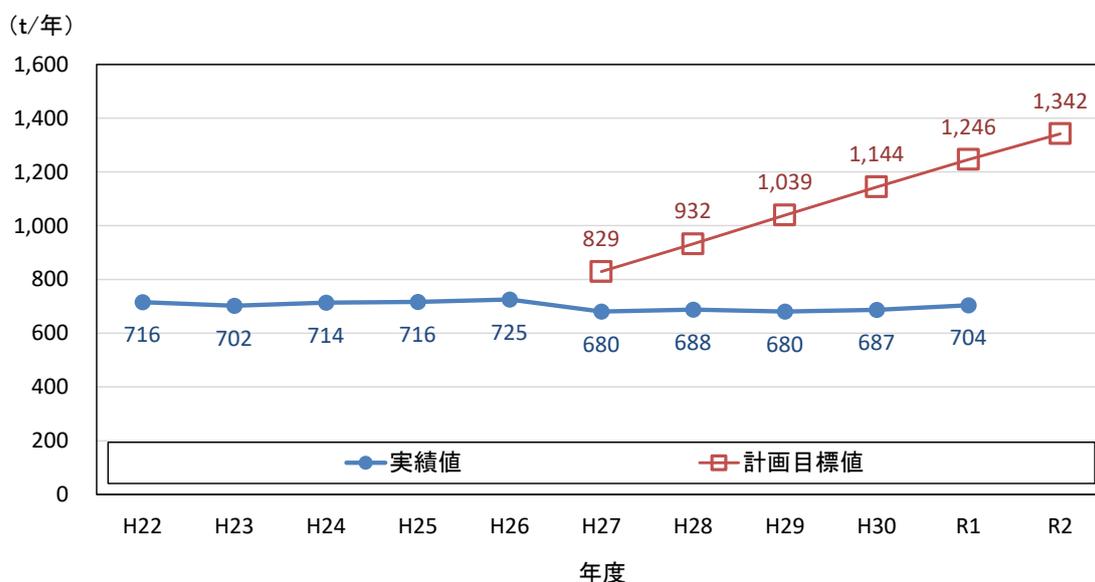


図 2-4-8 実績値と計画目標値の比較 (プラスチック製容器包装)

■課題

- 「ビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類」のもえるごみの組成割合が約 21～28% となっており、プラスチック製容器包装がもえるごみに相当量含まれていると考えられることから、市民のごみの分別意識の啓発による資源化の促進を図っていく必要がある。
- 近年、国の「プラスチック資源循環戦略」の策定など、プラスチックごみの資源・環境面の課題が挙げられていることから、プラスチック製容器包装の分別徹底、マイバッグの使用によるレジ袋の削減、詰替え用商品の購入などによる発生抑制に向けた意識啓発に努めていく必要がある。
- 現在、国において、プラスチック製品とプラスチック製容器包装の一括回収に関する制度の整備が進められていることから、収集体制の整備や市民への周知などについて検討していく必要がある。

(5) カン・小型金属類、ビン

カン・小型金属類については、前計画では、令和元年度の計画目標値を 343t と設定していたが、実績値は 271t となり、計画目標値を達成できていない。

実績値は、平成 24 年度をピークに減少傾向で推移しているため、計画目標値との差は平成 27 年度で 21t であったが、令和元年度では 72t まで広がっている。また、種類別に見ると、スチールカンについては平成 23 年度をピークに減少傾向、アルミカンについてはほぼ横ばいで推移している。

また、ビンについては、前計画では、令和元年度の計画目標値を 751t と設定していたが、実績値は 588t となり、計画目標値を達成できていない。

実績値は、平成 28 年度以降、減少傾向で推移しており、計画目標値との差は平成 28 年度では 6t であったが、令和元年度では 163t まで広がっている。

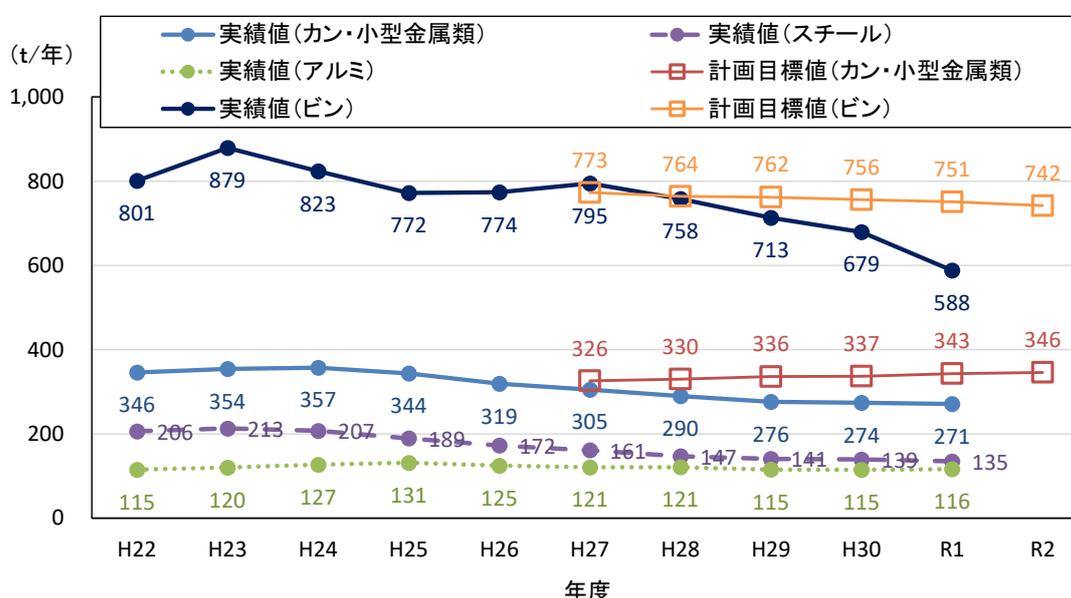


図 2-4-9 実績値と計画目標値の比較 (カン・小型金属類、ビン)

■課題

- カン・小型金属類については、カン類の生産量の減少はあるものの、さらなる分別徹底を促す取り組みの強化を図っていく必要がある。
- ビンについては、さらなる分別徹底を促す取り組みの強化を図っていく必要がある。

(6) 古紙

前計画では、令和元年度の計画目標値を 1,452t と設定していたが、実績値は 780t となり、計画目標値を達成できていない。

実績値は、平成 28 年度以降、減少傾向で推移した後、最近 3 年間はほぼ横ばいで推移しており、計画目標値との差は平成 27 年度では 72t であったが、令和元年度では 672t まで広がっている。

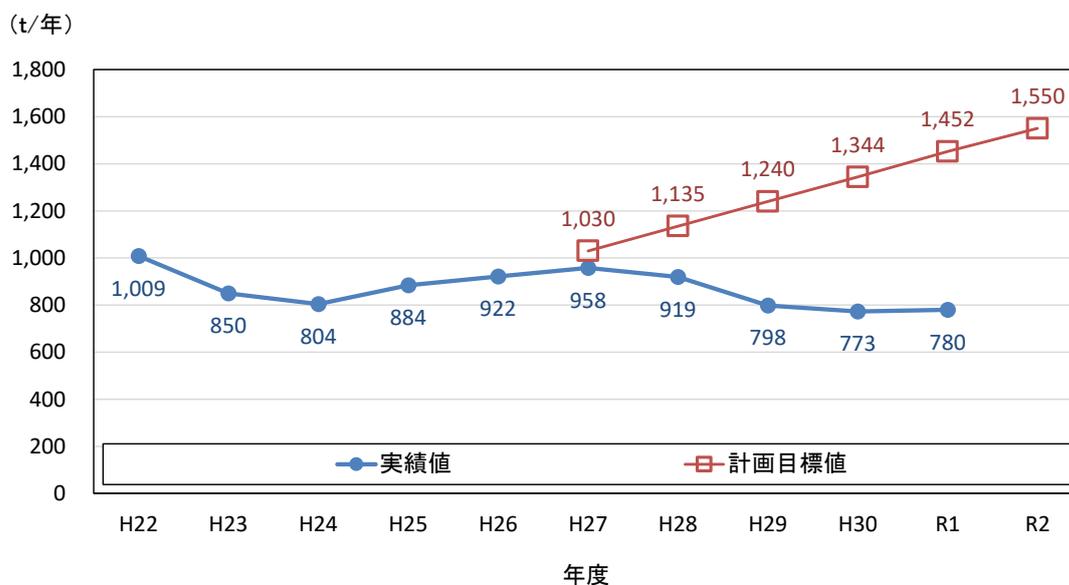


図 2-4-10 実績値と計画目標値の比較 (古紙)

■課題

- ペーパーレス化に伴い、古紙の発生量が減少傾向にあるものの、「紙・布類」のもえるごみの組成割合が約 32~45%となっており、古紙がもえるごみに相当量含まれていると考えられることから、ごみの分別意識の啓発による資源化の促進を図っていく必要がある。

(7) 古布

前計画では、令和元年度の計画目標値を 160t と設定しており、実績値が 165t となっていることから、計画目標値を達成している。

実績値は、平成 29 年度以降、増加傾向で推移している。

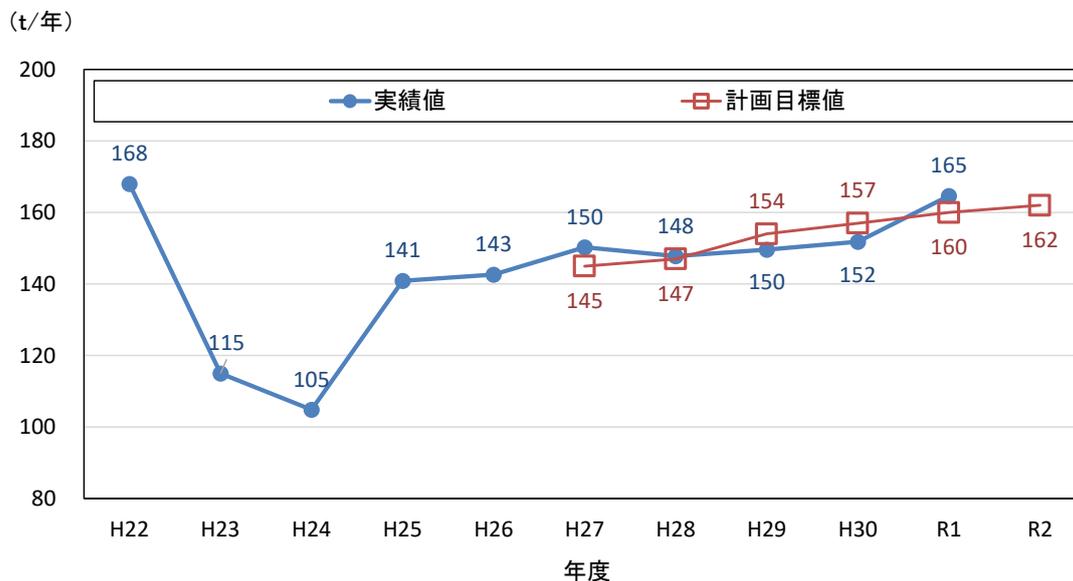


図 2-4-11 実績値と計画目標値の比較 (古布)

■課題

- 「紙・布類」のもえるごみの組成割合が約 32～45%となっており、古布がもえるごみに相当量含まれていると考えられることから、ごみの分別意識の啓発による資源化の促進を図っていく必要がある。
- 「ぐるぐるマルシェ」によるリユース・リサイクルの取り組みにより、ごみ減量意識の啓発に努めていく必要がある。

(8) 資源集団回収量

前計画では、令和元年度の計画目標値を 4,127t と設定していたが、実績値は 3,376t となり、計画目標値を達成できていない。

実績値は、経年的に減少傾向で推移している。

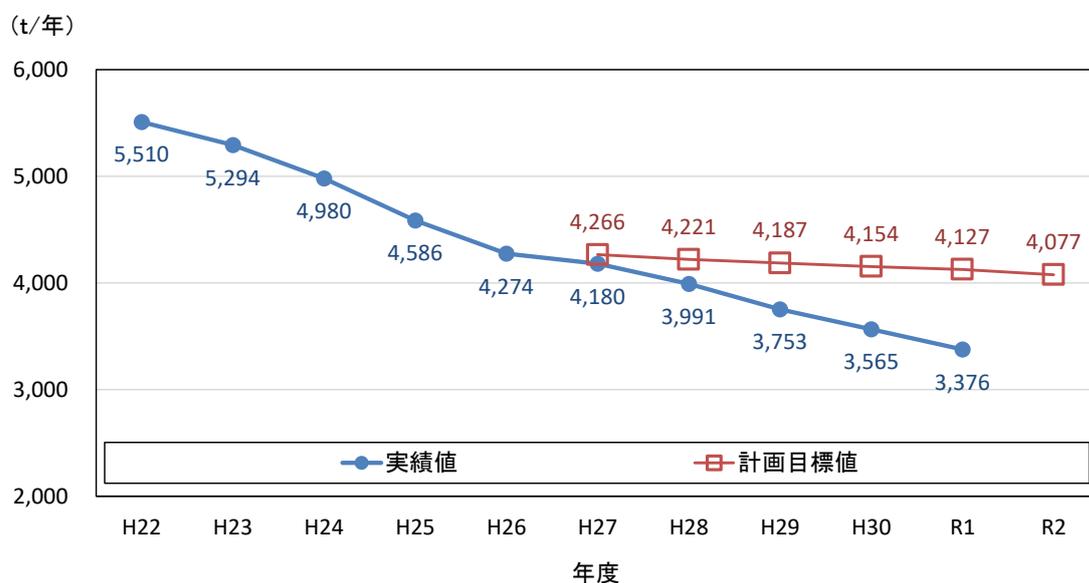


図 2-4-12 実績値と計画目標値の比較（資源集団回収量）

■課題

- 地域で行われている資源集団回収の活性化を図るため、参加促進に向けた情報発信を強化していく必要がある。
- ペーパーレス化に伴い、古紙の発生量が減少傾向にあるものの、「紙・布類」のもえるごみの組成割合が約 32～45%となっており、古紙や古布がもえるごみに相当量含まれていると考えられることから、ごみの分別意識の啓発による資源化の促進を図っていく必要がある。

4. ごみ処理に関する今後の方向性

ごみ処理に関する課題を踏まえた、本市におけるごみ処理の今後の方向性は以下に示すとおりである。

- ごみのさらなる減量を目指し、今後も3Rのうち優先されるべき発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）に重点を置いた取り組みにより、ごみの排出抑制を促進していく。特に、放置すればごみとなる物を循環させる仕組みとして、リユースイベントを開催し、市民の参加を促していくことで、市民の「もったいない」意識の向上を図っていく。
- 未利用食品や調理くずなどの食品ロスの削減や生ごみの水切り（ぎゅっとひとしぼり行動）の徹底を、広報紙やホームページを通じて広く呼びかけていくことで、さらなるごみ減量につなげていく。
- もえるごみに古紙・古布やプラスチック製容器包装等の資源物が相当量含まれているため、市民の分別意識を向上させ、さらなる分別の徹底を促していく必要がある。そのため、広報紙やホームページを通じた呼びかけに加えて、ごみ問題への意識が比較的低い若年層が情報を得やすいように、情報発信を強化し、ごみの分別方法やごみ出しルールなどの情報を分かりやすく情報発信していくことで、意識啓発に努めていく。
- もえないごみ・粗大ごみに木製品・家具廃材が相当量含まれているため、広報紙やホームページを通じて、家庭にある家具はできるだけ修理して使うなど、ものを大切に長く使うという意識の啓発に努めていく。
- 市民のリサイクル意識の低下につながる資源物の抜き取り行為については、抜き取り対象物の事前回収及びパトロールを継続していく。
- 国によるプラスチック製品とプラスチック製容器包装の一括回収に関する制度整備の今後の動向を見据えながら、収集体制の整備や市民への周知などについて研究・検討を進めていく。
- レジ袋の有料化を契機として、環境イベントやホームページを通じて、マイバッグやマイボトルの使用を推奨するなど、使い捨てプラスチックを使用しないライフスタイルへの転換を促していく。
- 資源集団回収は、市民の自主的なリサイクル活動であり、地域のきずなづくりやごみ減量への意識啓発、環境学習の場としても有効な取り組みである。しかし、近年、人口減少や高齢化に伴う担い手不足などによって利用者が減少傾向にあるため、分別意識のさらなる向上を図っていく。
- 今後、さらに進行していく高齢化に対応していくため、現在のふれあい収集の体制及び対象者等の検討など、高齢化社会の到来に向けた収集運搬体制の研究を行っていく。
- 家庭系ごみの戸別収集について、効果と課題、市民ニーズの動向、近隣市の状況、ごみ排出量の状況及び家庭系ごみの有料化も含めた財源の確保など、あらゆる側面を考慮しながら、ごみシール制の見直しも含め、研究・検討を進めていく。

- 「災害廃棄物処理計画」に基づき、災害発生時における市内の災害廃棄物を迅速かつ適正な処理に努めていく。
- 不法投棄防止看板の作成等によって、不法投棄されにくい環境づくりをさらに進めていく。
- 事業系ごみについては、多量排出事業者に対するごみの排出抑制や減量に関する計画書の作成を指導し、自らの責任において、ごみ発生抑制や資源化及び適正処理に努めるよう求めていく。

5. SDGsとの関係性

河内長野市では、平成 27（2015）年に国連サミットにおいて採択された SDGs（Sustainable Development Goals-持続可能な開発目標）「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現をめざし、経済、社会、環境をめぐる幅広い分野の課題に対して総合的に取り組むこととしている。本計画と SDGs との関係性は、3Rの推進による循環型社会の構築やごみの不法投棄対策、プラスチックごみ問題、環境教育や情報発信の推進、安定かつ効率的な収集体制の継続や検討、災害廃棄物への対応などから以下の項目が挙げられる。



目標 4【質の高い教育をみんなに】

すべての人々への包括的かつ公平な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する。



目標 11【住み続けられるまちづくりを】

包括的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。



目標 12【つくる責任つかう責任】

持続可能な生産消費形態を確保する。



目標 14【海の豊かさを守ろう】

持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。

第3章 ごみ処理基本計画

第1節 計画策定の基本方針

1. 基本理念

本市の最上位計画となる「河内長野市第5次総合計画」では、将来都市像として「人・自然・歴史・文化輝く ふれあいと創造のまち 河内長野」を掲げており、それを実現するための政策のひとつとして「豊かな自然と暮らしが調和する環境づくり」を位置付け、循環型社会の構築を目指して以下を示している。

- 市民の理解と協力のもと、ごみの減量化・資源化をはじめ、自然エネルギーの導入、環境にやさしいライフスタイルや事業活動の浸透などを図り、環境負荷の少ない循環型社会の構築を推進します。
- ごみの不法投棄防止などの環境美化や公害の防止など、生活環境の向上を図ります。
- 近年のプラスチックごみ問題における取り組みを推進します。

このように第5次総合計画の趣旨と政策の方向及び近年の社会状況を踏まえ、循環型社会の構築を推進するためには、市民・事業者・行政の3者がこれまでの価値観やライフスタイルを見直すとともに、新たなライフスタイルに応じた社会の構築に向けた具体的な行動を起こしていくことが重要であると考えます。

したがって、上記の内容を勘案し、本計画の基本理念を以下に示す。

基本理念

環境にやさしく 資源の有効利用を進める
循環型都市 かわちながの

2. 基本方針

現在、少子高齢化や核家族化及び人口減少が進むことを考慮した時代のニーズに対応できる廃棄物処理行政が求められている。

基本理念を実現するために、前述した今後の方向性及び市民アンケート結果を踏まえ、以下の5つの基本方針を定めるものとする。

(1) 発生抑制の推進（リデュース）

市民・事業者に対して3Rのうち最優先事項である発生抑制（リデュース）に対する意識の啓発を行い、近年課題となっている食品ロスなどの生ごみやプラスチックごみの削減に向けて主体的協力を働きかける。また、事業者に対しては、生産過程や販売時における発生抑制対策を呼びかける。

(2) 再使用の推進（リユース）

市民・事業者に向けて、ごみの再使用（リユース）に対する意識の啓発を行い、主体的協力を働きかけるとともに、各家庭にある再使用可能物を循環させる仕組みづくりなどを含め、協働による再使用を推進するための施策の充実を図っていく。

(3) 資源化の推進（リサイクル）

発生したごみについては、もえるごみに混入している資源化（リサイクル）可能物の分別促進を徹底して行うように推進する。また、市民の自主的なリサイクル活動である資源集団回収の利用を呼びかける。

(4) 協働による取り組みの推進

ごみに対する意識の違い（無関心層）への必要な事業（動機づけ、サービス、情報提供）の推進により、ごみを出さない社会システムの構築を目指す。また、市民・事業者がごみに対して「自主的行動」を起こすために、地域コミュニティや事業者との連携などを含めた資源循環の基盤づくりを目指し、市民や事業者との協働的な取り組みを推進していくとともに、多様な啓発活動や情報提供などの充実により、資源化の推進や分別意識の高揚を促進する。

(5) 安定かつ効果的・効率的な事業の確立

本市で発生したごみについて、法令などに定められた処理方法が遵守されるよう、市民・事業者などに周知・指導を行うとともに、南河内環境事業組合のごみ処理施設の適正な維持管理を継続していく。

また、ごみ処理体制について、資源ごみ・粗大ごみの抜き取り防止対策のさらなる強化や災害廃棄物処理対策の強化を図るなど、より効果的・効率的で適正なごみ処理を行っていくとともに、不法投棄防止対策及び野焼き防止対策についても強化を図っていく。

さらに、家庭系ごみの有料制（ごみシール制）をはじめとする排出抑制に向けた仕組みづくりと、今後ますます進行していく核家族化と少子高齢化社会を考慮したサービスの展開について研究・検討し、市民が満足できる事業運営基盤の確立を目指していく。事業者に対しても、処理経費を負担してもらう受益者負担の考え方を浸透させ、排出者責任を明確にする。

第2節 ごみ排出量及び処理・処分量の目標

本市におけるごみ排出量及び処理・処分量の目標は、以下の考えに基づき設定した。

- 本市の令和12年度における人口は、令和元年度比で約13%減となると推計されていることから、ごみ排出量も同様に減少するものと予測される。
- 人口減少に伴うごみ排出量の自然減（令和元年度比で13%減）に加えて、本市ではごみ排出量の削減に向けた各種取り組みを着実に推進していくことで、毎年0.5%ずつの削減（令和12年度までに令和元年度比で5.5%減）を目指す。
- また、人口減少に伴い資源化量も自然減していくことになるが、リサイクルの促進に向けた各種取り組みを着実に推進していくことで、令和元年度の水準を維持していくことを目指す。

上記に基づき、令和12年度の目標値は、ごみ排出量が27,579t/年、1人1日当たりごみ排出量が836.1g/人・日、リサイクル率が26.7%と設定した。

表 3-2-1 目標値の設定

区分	令和元年度 【実績値】	令和7年度 【中間目標値】	令和12年度 【目標値】
ごみ排出量 (t/年)	33,839	30,424 (10.1%減)	27,579 (18.5%減)
1人1日当たりごみ排出量 (g/人・日)	888.7	859.8 (3.3%減)	836.1 (5.9%減)
リサイクル率 (%)	21.7	24.2 (11.5%増)	26.7 (23.0%増)

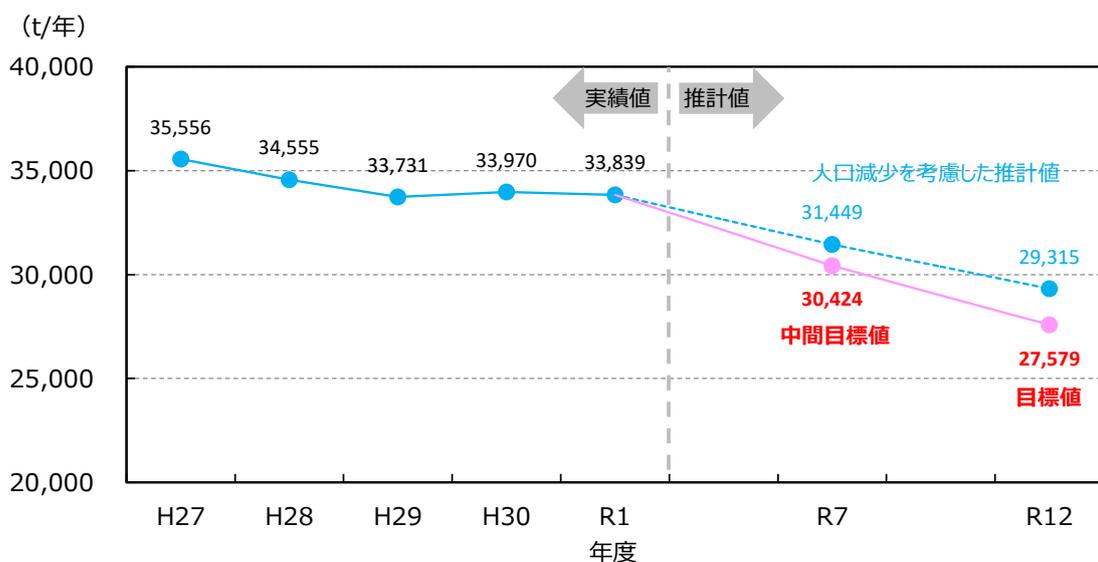


図 3-2-1 ごみ排出量の目標値

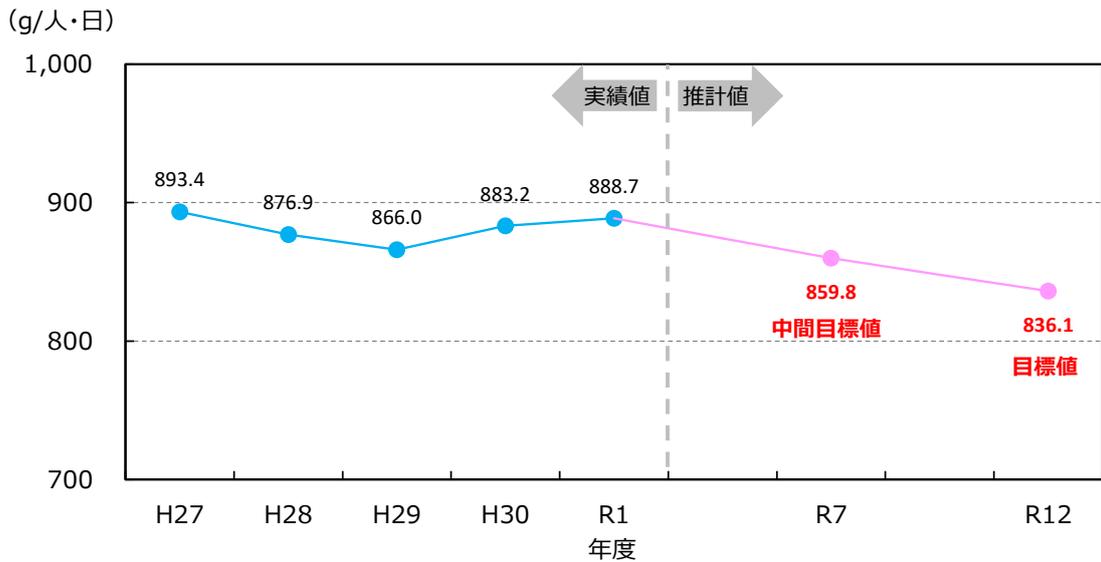


図 3-2-2 1人1日当たりごみ排出量の目標値

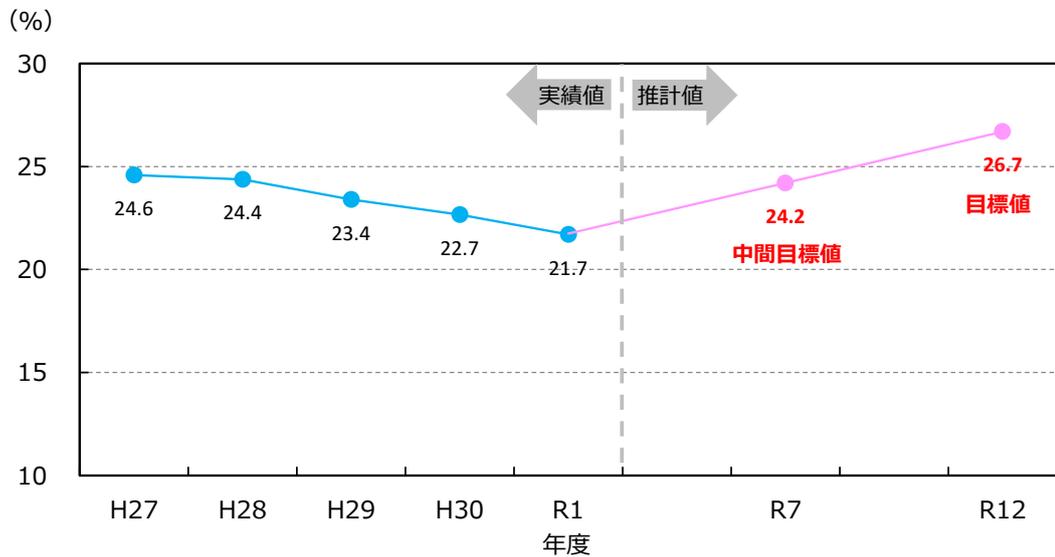


図 3-2-3 リサイクル率の目標値

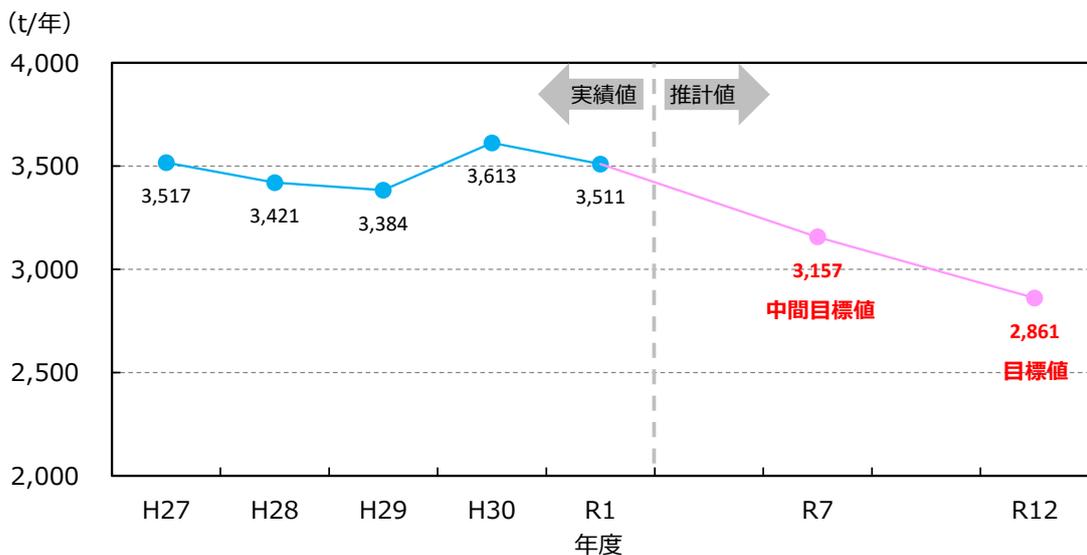


図 3-2-4 最終処分量の目標値

第3節 目標達成に向けた取り組み

1. 取り組み内容

(1) 発生抑制の重点的取り組み

① 生ごみの水切りの徹底

本市のもえるごみの組成分析結果を見ると、水分が全体の48～58%を占めている。生ごみのうち約7割から8割が水分であると言われていることから、生ごみの水切りを徹底することは、有効なごみの減量手段となる。

本市では、生ごみの水切りはある程度浸透してきているが、例えば、各家庭において、毎日、さらなる水切り（ぎゅっとひとしぼり行動）を徹底することによって、スプーン2杯分（約30g）の減量化を心がけることで、年間で1世帯当たり約10,950g、1人当たり約4,995gを減量することができる。

以上のような取り組みにより、1人1日当たり14g/人・日（年間4,995g/人・年）の減量化を図る。

② 食品ロスの削減

日本では、平成29年度において年間約612万tもの食品ロスが発生しており、これを国民1人当たり換算すると、年間約48kg、1日約132g（茶碗約1杯のご飯の量に相当）になる。食品ロスを削減するためには、手付かずの料理や食べ残しを減らし、また食材は食べきれる量を購入し、食べ残しが出ないように食べきれる量だけ調理するように心がけ、廃棄せざるを得ない賞味期限・消費期限切れ等の食材が出ない工夫が重要である。

例えば、各世帯において、毎週、200g（例えば、ごはん茶碗1杯（約150g）、食パン1/2枚（30g）、ミニトマト1個（20g）程度）の食べ残しや賞味期限・消費期限切れ等の食材を廃棄しないように心がけることによって、年間で1世帯当たり約10,429g、1人当たり約4,757gを減量することができる。

以上のような取り組みにより、1人1日当たり13g/人・日（年間4,757g/人・年）の減量化を図る。

また、食品ロスの中には、前述の食べ残しや賞味期限・消費期限切れ等により廃棄される食材に加えて、皮むきや調理法の工夫でまだ食べられる野菜等の可食部分が調理くずとして多く排出されている。

例えば、各世帯において、毎週、210g（例えば、ブロッコリーの茎1本（約110g）、小カブの葉（約100g）程度）の野菜の可食部分を食材として利用することによって、年間で1世帯当たり約10,950g、1人当たり4,995gを減量することができる。

以上のような取り組みにより、1人1日当たり14g/人・日（年間4,995g/人・年）の減量化を図る。

③マイバッグやマイボトルの利用促進

令和 2 年 7 月から開始されたレジ袋の有料化を契機として、マイバッグやマイボトルを常に持参し、使い捨てプラスチックごみを排出しないライフスタイルへの転換を図っていく。

平成 29～30 年におけるレジ袋使用枚数は、国民 1 人当たり年間で約 150 枚とされている。

例えば、買い物へのマイバッグの持参を徹底し、レジ袋（約 6.8g）を購入しないことによって、年間で 1 人当たり約 1,020g を減量することができる。

また、例えば、生産活動の中核をなす 15 歳から 64 歳の生産年齢層がマイボトルを使用することで、ペットボトル（約 20g）を週 2 日購入しないことによって、年間で 1 人あたり約 2,086g を減量することができる。

以上のような取り組みにより、1 人 1 日当たり 6g/人・日（年間 3,106g/人・年）の減量化を図る。

④事業系ごみの減量化

多量排出事業者（1 日平均 84 kg または 45 リットル袋 14 個分以上排出する事業者）に対する発生抑制を推進する。

例えば、令和 2 年度における多量排出事業者 41 事業所が、毎日、1 袋（約 5.5kg）のごみの減量化を心がけることによって、年間で約 82t を減量することができる。

以上のような取り組みにより、年間 82t の減量化を図る。

（2）再使用の重点的取り組み

①修理・修繕による買い替え抑制

本市のもえないごみ・粗大ごみの組成分析結果を見ると、木製品・家具廃材が全体の 17～50% を占めている。家具等を修理し長く使用することで、ごみとして極力排出しないようにすることは、有効なごみの減量手段となる。

例えば、各世帯において、約 10kg の本棚を 2 年長く使えば、年間で 1 世帯当たり約 5,000g、1 人当たり約 2,281g を減量することができる。

以上のような取り組みにより、1 人 1 日当たり 6g/人・日（年間 2,281g/人・年）の減量化を図る。

(3) 資源化の重点的取り組み

① 資源物の分別の徹底

本市のもえるごみの組成分析結果を見ると、紙・布類が全体の約 32～45%、ビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類が全体の約 21～28%を占めていることから、古紙やプラスチック製容器包装が相当量含まれていると考えられる。そのため、ごみ分別アプリや LINE を利用した情報発信をさらに強化することにより、古紙やプラスチック製容器包装の分別意識の啓発による資源化の促進を図っていく。

例えば、各世帯において、毎週、紙箱 2 個（約 60g）、包装紙 1 枚（約 30g）、紙袋 1 個（約 30g）、チラシ 2 枚（約 20g）を分別し、資源ごみとして排出することにより、年間で 1 世帯当たり約 7,300g、1 人当たり約 3,330g を資源化することができる。

以上のような取り組みにより、1 人 1 日当たり 9g/人・日（年間 3,330g/人・年）の資源化を図る。

また、例えば、各世帯において、毎週、白色トレイ 4 個（約 16g）、惣菜容器 2 個（約 20g）、卵パック 1 個（約 13g）、豆腐容器 1 個（約 7g）、ヨーグルト容器 1 個（約 16g）を分別し、資源ごみとして排出することにより、年間で 1 世帯当たり約 3,754g、1 人当たり約 1,712g を資源化することができる。

以上のような取り組みにより、1 人 1 日当たり 5g/人・日（年間 1,712g/人・年）の資源化を図る。

② 資源集団回収の利用促進

本市の資源集団回収量は減少傾向にあるが、利用促進に向けた意識啓発に努めることにより、令和元年度実績の水準の維持を図る。

第4節 施策体系

目標達成に向けた方策の体系図を、以下に示す。

基本方針	目標達成に向けた方策	
発生抑制の推進 ～Reduce～	家庭系ごみ 発生抑制推進事業	生ごみ減量の推進 プラスチックごみの削減
	事業系ごみ 発生抑制推進事業	多量排出事業者への対応 自己処理責任の周知徹底
再使用の推進 ～Reuse～	家庭系ごみ リユース推進事業	譲り合いによる再使用の促進 修理・修繕による買い替え抑制
	家庭系ごみ リサイクル推進事業	収集システムの継続的改善 分別精度の向上と資源化の徹底 集団回収団体への助成制度 リサイクル製品の購入促進 小型家電リサイクル促進
資源化の推進 ～Recycle～	事業系ごみ リサイクル推進事業	収集システムの継続的改善 小売店における資源化の推進 各種リサイクル法等に基づく取り組みの促進 グリーン購入の促進
	木質系ごみ（剪定枝等） の資源化	市内から発生する剪定枝等の資源化
	魚あらの資源化	
協働による取り 組みの推進	市民参画・事業協力 体制推進事業	市民参画の推進と事業推進の協力体制の検討 環境啓発の推進 環境教育の推進
	情報提供推進事業	情報収集の推進
	市民参画・事業協力 体制推進事業	廃棄物減量等推進審議会
安定かつ効果 的・効率的な事 業の確立	収集体制のあり方	分別収集の継続実施 ふれあい収集の継続実施 効率的効果的なごみ収集の継続検討
	ごみ処理の有料化検討	
	ごみシール制見直し検討	家庭系ごみシール制の見直しの検討 事業系ごみシール制の見直しの検討
	ごみ集積所の適正な管理の促進	
	資源ごみ等抜取り対策	
	適正な処理事業	
	不法投棄・野焼き対策	
	特別管理一般廃棄物・適正処理困難物の取扱い	
	危険物の適正処理	
	災害廃棄物への対応	

第5節 ごみの適正処理に関する基本的事項

生活環境の保全及び公衆衛生の向上並びに循環型社会の構築を図るとともに、社会情勢の変化に対応して、次の収集運搬計画・中間処理計画及び最終処分計画に基づき、より適正な収集・運搬、処理・処分を行う。

1. 収集・運搬計画

- ごみの収集・運搬は、ごみステーション方式を基本とし、また、市民の生活スタイルに対応すべく、随時、予約制により行う臨時ごみ収集も引き続き実施する。
- 地域の状況の変化や高齢化社会を考慮した戸別収集など、より適切で効率的な収集体制の検討を行うとともに、当面はステーション方式により難しい世帯を対象としたふれあい収集については、その対象者の範囲等を含めた充実の検討を行い、住民サービスの向上を図っていく。
- 一部の資源ごみ（カン、ビン、小型金属類、古紙、古布、小型家電）については、資源選別作業所への直接持ち込みを可能としており、今後も引き続き継続していく。また、陶磁器製及びガラス製食器や子供服の資源選別作業所への持ち込み、もえるごみ、もえないごみ・粗大ごみの第2清掃工場への直接持ち込みも引き続き継続し、市民サービスの向上を図っていく。
- 家庭及び事業所等から排出されるごみの収集・運搬業務は、今後も継続して業者委託により実施しながら、さらに効率的で効果的な収集・運搬に努める。

2. 中間処理計画

- 「もえるごみ」「もえないごみ・粗大ごみ」の焼却及び破碎・選別処理等については、南河内環境事業組合の第2清掃工場で引き続き適正処理を行う。
- 資源ごみについては、環境に配慮した適正かつ効率的・効果的な処理を行う。なお、委託業務の内容等については、より適正・効率的な中間処理が行えるように検討をしていく。

3. 最終処分計画

- 焼却処理により発生する焼却灰については、環境負荷を低減するため減量に努め、大阪湾広域臨海環境整備センター(フェニックス)に委託し最終処分を行っていく。

第6節 目標達成に向けた方策

1. 発生抑制の推進 ～Reduce～

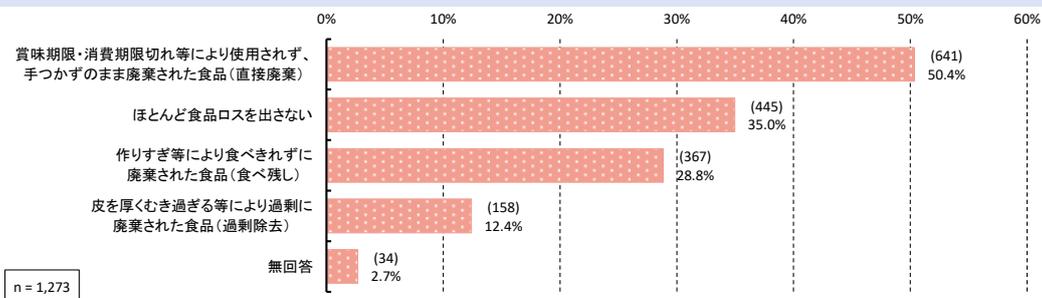
(1) 家庭系ごみ発生抑制推進事業－生ごみ減量の推進

- 行政**：
- 広報紙、ホームページ、出前講座等を活用して、生ごみの水切り（ぎゅっとひとしぼり行動）や、未利用食品や調理くずなどの食品ロスの削減に向けた食材の使い切り、料理の食べきりの「3きり運動」など、生ごみの減量手法を分かりやすく情報発信する。
 - 賞味期限内の未利用食品や備蓄品等を必要とする人に届けるフードバンク活動を支援する。
- 市民**：
- 生ごみの水切り（ぎゅっとひとしぼり行動）を徹底し行う。
 - エコクッキングを心掛け、調理くずを減らす。
 - 必要なだけの食品を購入するなど、賞味期限切れなどで廃棄しなければならない食品を減らし、ごみを出さないように実践する。

■ 市民アンケート調査結果（令和2年度実施）

【家庭から出されている食品ロス】

- 「ほとんど食品ロスを出さない」の回答割合は4割以下となっていることから、「賞味期限・消費期限切れ等により使用されず、手つかずのまま廃棄された食品（直接廃棄）」など、家庭から出されている食品ロスのさらなる削減を促していく必要がある。



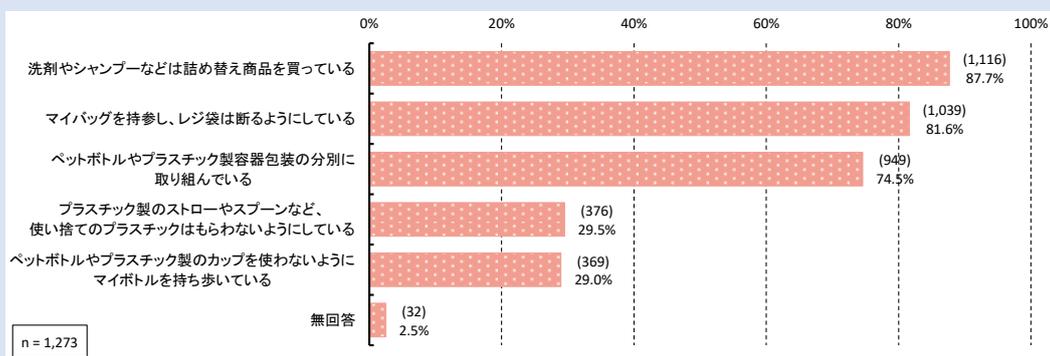
(2) 家庭系ごみ発生抑制推進事業－プラスチックごみの削減

- 行政** : ● レジ袋の有料化を契機として、環境イベントやホームページを通じて、マイバッグやマイボトルの使用を推奨する。
- 「かわちながのプラスチックごみゼロ宣言」に基づく使い捨てプラスチックを使用しないライフスタイルへの転換を促進する。
- 市民** : ● マイバッグを持参するとともに、使い捨てプラスチック商品の使用を減らし、マイボトルなどを利用する。
- 事業者** : ● 流通・販売事業者は、マイバッグ持参率の向上に努める。

■ 市民アンケート調査結果（令和2年度実施）

【プラスチックごみ削減に向けた取り組み状況】

- 「洗剤やシャンプーなどは詰め替え商品を買っている」の回答割合が9割程度で最も高く、次いで「マイバッグを持参し、レジ袋は断るようになっている」が8割程度となっている。
- 一方で、「プラスチック製のストローやスプーンなど、使い捨てのプラスチックはもらわないようにしている」及び「ペットボトルやプラスチック製のカップは使わないようにマイボトルを持ち歩いている」の回答割合が3割程度となっていることから、取り組みの促進を図っていく必要がある。



■ かわちながのプラスチックごみゼロ宣言とは

大阪府と大阪市による「おおさかプラスチックごみゼロ宣言」に賛同し、河川の環境保全活動に努めていくとともに、3Rの推進や市民への啓発活動などにより、適正に処理されないプラスチックごみが発生しないよう取り組んでいくことを掲げた宣言のこと。

(3) 事業系ごみ発生抑制推進事業－多量排出事業者への対応

行政 : ● ごみの多量排出者の実態調査に努め、事業者に対し、製品の製造過程における資源の有効利用、包装の簡素化、商店の販売等における量り売りの積極的な実施、使い捨て容器の抑制等による廃棄物の抑制や減量に関する計画の作成を指導し、自らの責任において、ごみの発生抑制や資源化に努めるよう求める。

事業者 : ● ごみ減量計画を作成し、ごみの減量化・資源化に努める。

(4) 事業系ごみ発生抑制推進事業－自己処理責任の周知徹底

行政 : ● 生産者が製品の生産・使用段階から廃棄・資源化段階まで責任を負う「拡大生産者責任」の考え方を事業者に周知し、製品製造時に可能な限りごみが増えない方法で製造するとともに、出来る限り寿命の長い商品を製造することなどを働きかける。

事業者 : ● 拡大生産者責任に基づき、製品等の製造や流通、消費の段階において、ごみの発生が少なく、寿命の長い製品の設計・開発に努める。

2. 再使用の推進 ～Reuse～

(1) 家庭系ごみリユース推進事業 – 譲り合いによる再使用の促進

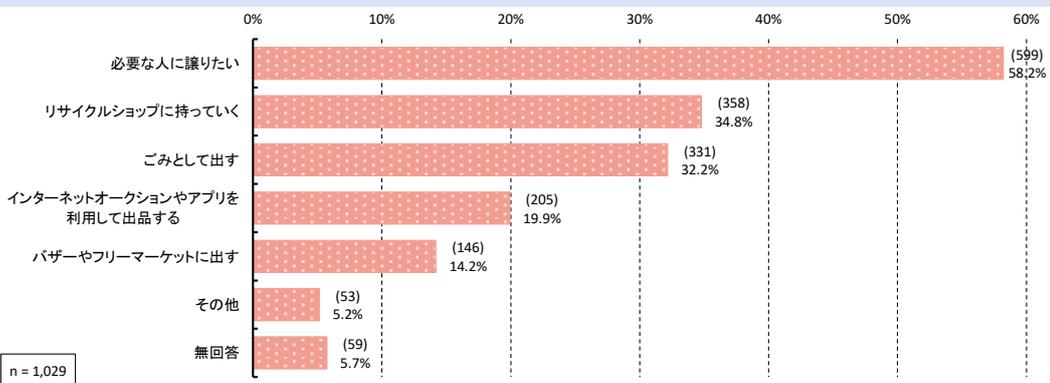
行政 : ● 家庭に眠っているまだまだ使えるものを他の人に譲り、物を長く使用するリユースの取り組みとして、「もったいない市」や「ぐるぐるマルシェ」などのリユースイベントを開催し、市民の参加を促していくことで、リユースの促進を図る。

市民 : ● リユースイベントへ積極的に参加する。

■ 市民アンケート調査結果（令和2年度実施）

【家庭に眠っているまだ使えるものについての考え方】

- 「必要な人に譲りたい」の回答割合が6割程度で最も高くなっていることから、地域におけるリユースの機会の充実を図っていく必要がある。



■ もったいない市とは

家庭で不要となった食器を拠点回収し、使えるものを陳列し、欲しい人が無料で持ち帰ることができるイベントのこと。

■ ぐるぐるマルシェとは

家庭で不要となった子供服・子供靴・子供用帽子を拠点回収し、使えるものを陳列し、欲しい人が無料で持ち帰ることができるイベントのこと。

(2) 家庭系ごみリユース推進事業 – 修理・修繕による買い替え抑制

行政 : ● 家電製品やおもちゃ、椅子などの家具、自転車等を買替える時は、まず修理や修繕を考えることで長く使うことを促し、リユースの意識向上の促進を図る。

市民 : ● 物を買替える前に、それを修理または修繕してもっと長く使えないかを再考し、極力長く使うように努める。

3. 資源化の推進 ～Recycle～

(1) 家庭系ごみリサイクル推進事業－収集システムの継続的改善

行政： ● 環境省の示す「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」（平成 25 年 4 月改訂）では、標準的な分別区分を類型Ⅰ～Ⅲとしており、本市の分別区分は類型Ⅱにあてはまる。今後も、収集システムを継続的に改善していくため、適宜見直しを行っていく。

市民： ● 区分に沿った適切な分別を徹底する。

標準的な分別区分		河内長野市の分別区分	
類型Ⅰ	①資源回収する容器包装	アルミ缶・スチール缶 ガラスびん ペットボトル	—
	②資源回収する古紙類・布類等の資源ごみ		
	③燃やすごみ		
	④燃やさないごみ		
	⑤その他専用の処理のために分別するごみ		
	⑥粗大ごみ		
	類型Ⅱ	①資源回収する容器包装	
ガラスびん			ビン
ペットボトル			ペットボトル
プラスチック製容器包装			プラスチック製容器包装
紙製容器包装			—
②資源回収する古紙類・布類等の資源ごみ			古紙類、古布類
③小型家電			小型家電
④燃やすごみ			もえるごみ
⑤燃やさないごみ		もえないごみ	
⑥その他専用の処理のために分別するごみ		—	
⑦粗大ごみ		粗大ごみ	
類型Ⅲ	①資源回収する容器包装	アルミ缶・スチール缶	—
		ガラスびん	
		ペットボトル	
		プラスチック製容器包装	
		紙製容器包装	
	②資源回収する古紙類・布類等の資源ごみ		
	③資源回収する生ごみ、廃食用油等のバイオマス		
	④小型家電		
	⑤燃やすごみ		
⑥燃やさないごみ			
⑦その他専用の処理のために分別するごみ			
⑧粗大ごみ			

[出典]「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針（平成 25 年 環境省）」

※標準的な分別区分のうち、容器包装は、分別収集するか、混合収集後に選別するものとし、再生利用が困難とならないよう、混合収集の組合せに留意が必要。また、資源回収する古紙類・布類等の資源ごみは、集団回収を含み、燃やすごみは、プラスチック類を含む。

(2) 家庭系ごみリサイクル推進事業－分別精度の向上と資源化の徹底

- 行政** : ● 「ごみと資源の分け方・出し方」の配布や、広報紙、ホームページ、ごみ分別アプリや市公式 LINE を利用した情報発信等により、ごみに対する無関心層をはじめとした市民の分別意識の向上を図るために啓発を充実させ、もえるごみに相当量含まれている古紙・古布やプラスチック容器包装等の資源化物の分別徹底を促進する。
- ペットボトルの資源化においては、BtoB（水平リサイクル）の取り組みを推進していく。
 - スーパーなどで実施している資源化物の店頭回収について、回収場所や回収品目を市民に周知するなど、事業者による自主的な回収活動を支援する。
- 市民** : ● スーパーなどによる資源物の店頭回収、地域の資源集団回収を利用し、リサイクルに努める。
- 資源化物の分別を今以上に徹底するとともに、きれいにしたものを排出する等、品質の向上にも努める。
- 事業者** : ● 資源化物の回収ボックスの店頭への設置等により、自らが販売した商品の容器等の回収に努める。

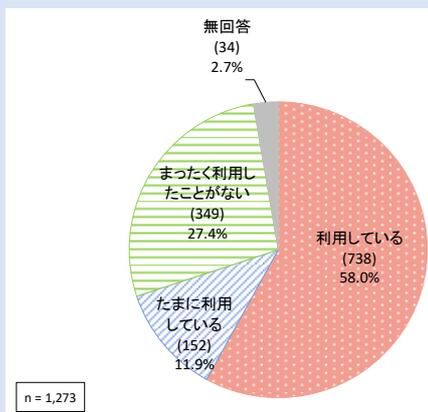
(3) 家庭系ごみリサイクル推進事業－集団回収団体への助成制度

- 行政** : ● 資源集団回収助成制度によって、資源化の推進、市民に対する資源の有効活用の意識向上を図り、近年の人口減少や高齢化に伴う担い手不足などによって減少傾向にある利用者と資源回収量を回復するための働きかけを実施することで、地域コミュニティの形成へ寄与するとともに、循環型社会の形成を推進する。
- 市民** : ● 資源化を推進するため、集団回収に積極的に協力するとともに、集団回収を通じて地域コミュニティの充実に努める。

■ 市民アンケート調査結果（令和 2 年度実施）

【資源集団回収の利用状況】

- 「利用している」の回答割合が 6 割程度で最も高く、「たまに利用している」の回答割合を合わせると 7 割程度となる。
- 一方で、「まったく利用したことがない」の回答割合が 3 割程度となっていることから、利用促進を図っていく必要がある。



（４）家庭系ごみリサイクル推進事業－リサイクル製品の購入促進

行政： ● 可能な限り再生資源から作られたリサイクル製品を購入するよう、消費者である市民に対しリサイクルマークやグリーン購入等の情報を提供し、リサイクル需要の拡大に努める。

市民： ● リサイクルマークやグリーン購入等の情報を入手し、リサイクル製品を積極的に購入する。

（５）家庭系ごみリサイクル推進事業－小型家電リサイクル促進

行政： ● 小型家電の回収ボックスや持ち込みによる回収や、国のリサイクル認定事業者と連携した宅急便による回収を行っていく。
● 広報紙やホームページ等により、市民に小型家電リサイクル制度の理解と利用促進を図るための啓発活動を行っていく。

市民： ● 使用済みの小型家電のリサイクルに協力する。

（６）事業系ごみリサイクル推進事業－収集システムの継続的改善

行政： ● 事業系ごみについては、現在実施している「普通ごみ」「資源ごみ」の 2 種分別を継続し、さらなる分別の徹底、排出抑制・資源化に向けた見直しは、関連法令等の動向を見ながら、適宜行っていく。

事業者： ● 2 種分別に協力し、排出抑制・資源化に努める。

(7) 事業系ごみリサイクル推進事業－小売店における資源化の推進

行政 : ● 再生品の販売促進、環境負荷の少ない商品の販売等を促進するとともに、分別排出の徹底、多量排出事業者に対する資源化計画の推進等を促進する。

事業者 : ● リサイクルを推進するために分別を徹底するとともに、住民の環境保全意識の高揚を図るための事業を展開する。

(8) 事業系ごみリサイクル推進事業－各種リサイクル法等に基づく取り組みの促進

行政 : ● 各種リサイクル法に基づき再生利用の実施、実施目標や排出抑制方法の設定等の取り組みを促進する。例えば、食品リサイクル法については食品関連事業所に対して行う等、各種リサイクルシステムの構築に向けた啓発・助言を行う。

事業者 : ● 各種リサイクル法を遵守し、リサイクルシステムの構築に向けた取り組みを実施する。

(9) 事業系ごみリサイクル推進事業－グリーン購入の促進

行政 : ● 環境に配慮した製品（リサイクル商品、環境負荷の少ない商品等）を優先的に購入・調達する、いわゆるグリーン購入を進めていくため、グリーン購入を実施している事業所の PR や評価等の情報の普及に努める。

事業者 : ● グリーン購入を積極的に実施し、環境負荷の低減に努める。

(10) 木質系ごみ（剪定枝等）の資源化－市内から発生する剪定枝等の資源化

行政 : ● 市内から発生する家庭系及び事業系の剪定枝等については、民間のリサイクル施設等を活用し、資源化の推進に努める。また、関係を有する自治体と処理に関し、互いに調和を保つよう努めていく。

(11) 魚あらの資源化

行政 : ● 市内の事業所から発生する魚あらの資源化を継続していく。

事業者 : ● 食品リサイクル法に基づき、魚あらの資源化を図る。

4. 協働による取り組みの推進

(1) 市民参画・事業協力体制推進事業 – 市民参画の推進と事業推進の

協力体制の検討

- 行政** : ● 市民の理解と協力を得るため、計画の推進等に市民が参加できるような場を設けるとともに、多様な啓発活動や情報提供に努める。
- 市民** : ● 市が設ける計画の推進等の理解を得るための場に積極的に参加する。

(2) 市民参画・事業協力体制推進事業 – 環境啓発の推進

- 行政** : ● 従来からの申込制による「まちづくり出前講座」を継続するとともに、市からの積極的なアプローチにより、地域や学校へ出向いた環境啓発や講座などを実施し、市民との意見交換の場を設ける。
- 「もったいない市」や「ぐるぐるマルシェ」を継続し、市民団体との協働によるリユースを進める。
 - 企業等と協力した啓発活動の実施や各種イベント等とコラボした企画に参画し啓発の促進を図る。
- 市民** : ● 市が開催するリサイクル啓発講座等に積極的に参加する。
- 事業者** : ● イベント等を開催することで、循環型社会の形成に貢献する。

(3) 市民参画・事業協力体制推進事業 – 環境教育の推進

- 行政** : ● 次世代を担う子供達の環境意識の高揚を図るため、ごみに関する社会科副読本の配布や、清掃工場及びリサイクル施設の見学会等を通じて環境教育を実施していく。
- 市民** : ● 子供達への環境教育の場に積極的に参加する。

(4) 情報提供推進事業 – 情報提供の推進

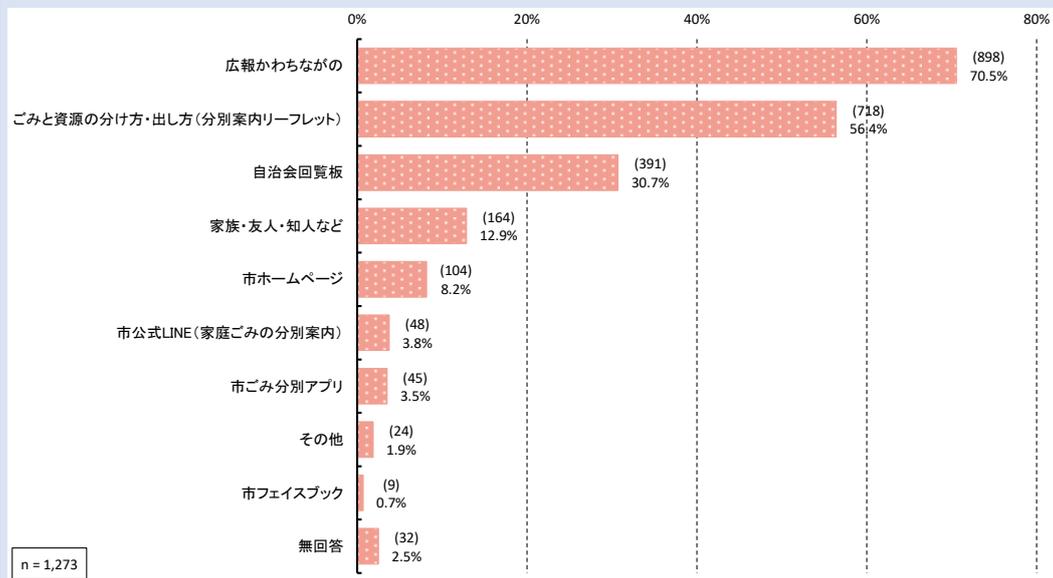
- 行政** : ● 広域的取り組みが必要な事項については、南河内環境事業組合及び構成市町村でその必要性和可能性を検討し、構成市町村間の意見交換や調整の場を設置するよう働きかけるとともに、各種機会を通じて、ごみ処理の政策に関して国等へ要望を行っていく。
- 市民のごみに対する認識を高め、ごみ減量化の実現に繋がるよう、行政として市民に求めたい項目及び市民が知りたい項目等を広く周知するために、広報紙、回覧板、市のホームページ等での情報提供に努める。

- ごみに対する関心の低い若者層が情報を得やすいように、市ごみ分別アプリや市公式 LINE を活用した情報発信を強化し、ごみの分別方法やごみ出しルールなどの情報を分かりやすく伝えることで、意識啓発を図っていく。

■ 市民アンケート調査結果（令和 2 年度実施）

【ごみの減量やリサイクルなどに関する情報の入手方法】

- 「広報かわちながの」の回答割合が 7 割程度で最も高く、次いで「ごみと資源の分け方・出し方（分別案内リーフレット）」の 6 割程度となっている。
- 「市ごみ分別アプリ」及び「市公式 LINE（家庭ごみの分別案内）」の回答割合はともに 1 割以下と低くなっていることから、利用拡大に向けた普及啓発を図っていく必要がある。



（5）市民参画・事業協力体制推進事業－廃棄物減量等推進審議会

行政： ● 一般廃棄物の減量及び処理に関する事項を協議するため、河内長野市廃棄物減量等推進審議会を設置している。この審議会を活用し、様々な立場から意見をもらい、ごみの減量・資源化、適正処理の推進に関する協議を行っていく。

5. 安定かつ効果的・効率的な事業の確立

(1) 収集体制のあり方 – 分別収集の継続実施

- 行政** : ● 今後も分別収集を継続し、地域の状況の変化や高齢化及び核家族化を考慮した、より適切で効率的な収集体制の検討を行い、住民サービスの向上を図っていく。
- 国によるプラスチック製品とプラスチック製容器包装の一括回収に関する制度整備の今後の動向を見据えながら、収集体制の整備や市民への周知などについて研究・検討を進めていく。

(2) 収集体制のあり方 – ふれあい収集の継続実施

- 行政** : ● 通常のステーション方式の収集とは別に行っている、ごみ出し困難者に対する「ふれあい収集」を継続するとともに、今後顕著になる高齢化や核家族化等の社会情勢に対応できる体制づくりに努めていく。

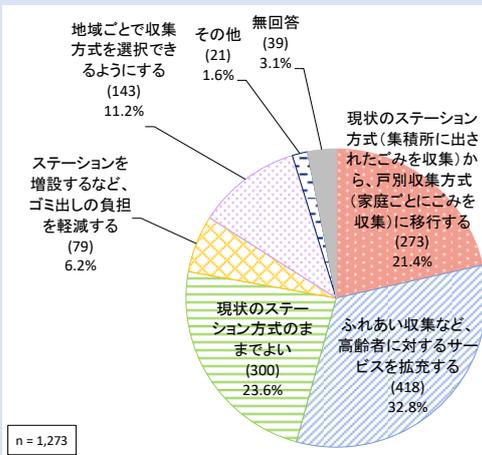
(3) 収集体制のあり方 – 効率的効果的なごみ収集の継続検討

- 行政** : ● 今後の更なる少子高齢化の進展を踏まえ、家庭ごみの収集方式（戸別収集を含む）に関し、継続性、安定性、市民ニーズ、体制面やコスト面なども考慮し、多角的かつ総合的に継続して検討を進めていく。

■ 市民アンケート調査結果（令和2年度実施）

【今後の高齢化のさらなる進展を踏まえた本市のごみ収集方式の今後のあり方】

- 「ふれあい収集など、高齢者に対するサービスを拡充する」の回答割合が3割程度で最も高くなっている。
- また、次いで、「現状のステーション方式のままでよい」の回答割合が2割程度で高くなっているが、「現状のステーション方式から、戸別収集方式に移行する」の回答割合もほぼ同程度となっていることから、ふれあい収集の拡充や戸別収集方式への移行も含めて、今後の新たな収集体制のあり方を検討していく必要がある。



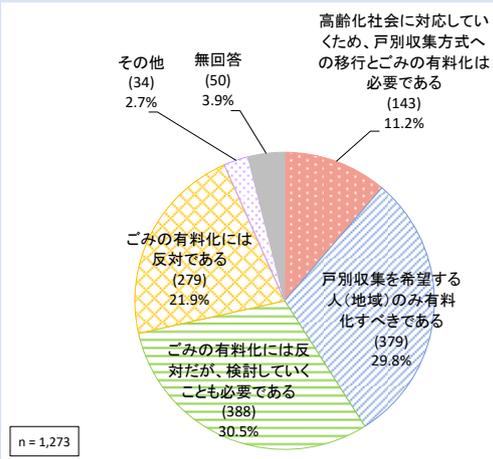
(4) ごみ処理の有料化検討

行政： ● 厳しい財政状況の中、より一層の分別とサービスの向上が求められており、必要な財源の確保が必要であることから、シール制の見直しや戸別収集の検討にあわせて有料化の検討を進めていく。

■ 市民アンケート調査結果（令和2年度実施）

【現状のステーション方式から戸別収集方式への移行に伴うごみ収集に関する経費の増加を、ごみ袋等の有料化で賄うことについての考え方】

- 「ごみの有料化には反対である」の回答割合が2割程度となっている一方で、「ごみの有料化には反対だが、検討していくことも必要である」の回答割合が3割程度で最も高くなっている。
- また、次いで、「戸別収集を希望する人（地域）のみ有料化すべきである」の回答割合も3割程度でほぼ同程度となっていることから、有料化の段階的な導入なども含めて検討していく必要がある。



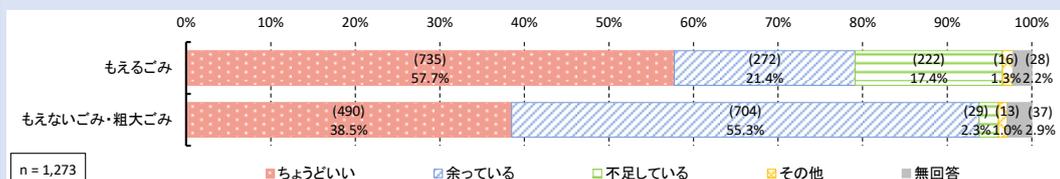
(5) ごみシール制見直し検討 – 家庭系ごみシール制の見直しの検討

行政： ● 家庭系ごみシール制について、市民ニーズの動向、排出量の状況や減量化目標の達成状況等をみながら、周辺市町村との調整等も含め、無料配布枚数の見直し等を検討する。

■ 市民アンケート調査結果（令和2年度実施）

【家庭用ごみシールの無料配布枚数】

- もえるごみについては、「ちょうどいい」の回答割合が6割程度で最も高く、次いで「余っている」が2割程度となっている。
- 一方、もえないごみ・粗大ごみについては、「余っている」の回答割合が6割程度で最も高くなっていることから、無料配布枚数について今後検討を行っていく必要がある。



(6) ごみシール制見直し検討－事業系ごみシール制の見直しの検討

行政： ● 事業系ごみのシール制について、排出抑制効果の検証や自己処理責任の観点から評価し、今後、効果の検証により適宜見直しを図っていく。

(7) ごみ集積所の適正な管理の促進

行政： ● 各家庭からごみが排出され、市が収集する拠点であるごみ集積所は、清潔で適切な利用ができるよう、各自治会と協力し適正な管理を促進する。

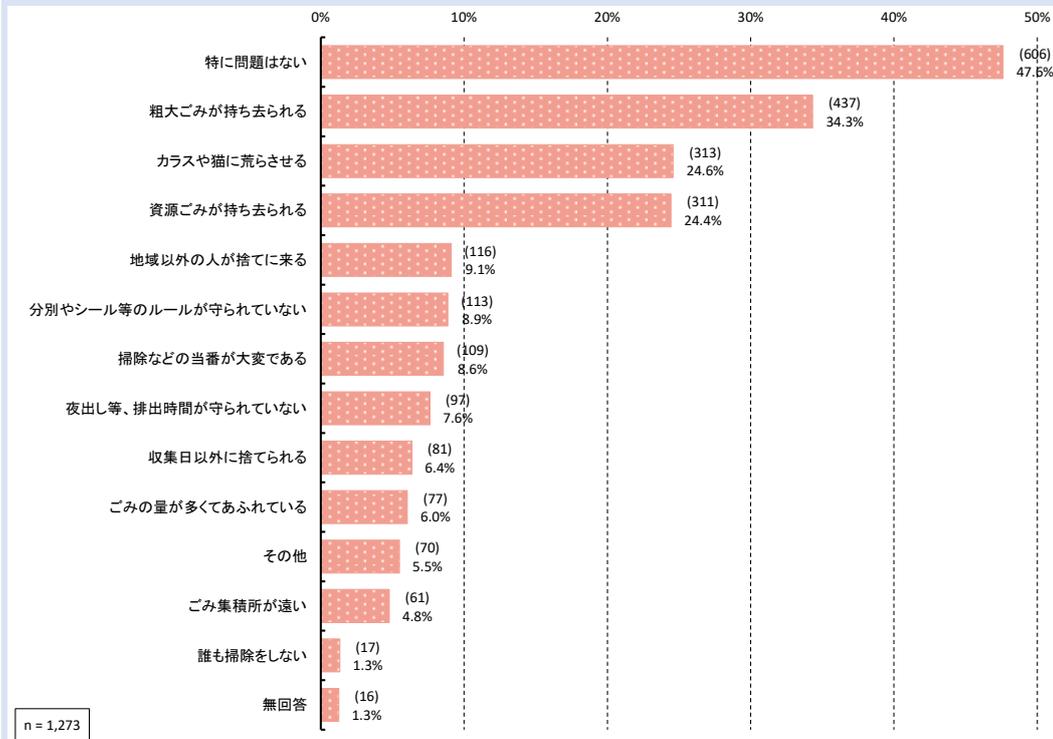
- ごみ集積所に関して、ごみ集積所の鳥獣被害防止用管理物品（カラス除けネット等）の購入費用の補助金制度や監視カメラの貸し出しを行い、適正な維持管理や不適正排出・不法投棄対策に努める。
- 地域のニーズに応じて、ごみ集積所の適正配置に努めるとともに、現在の収集ルート外においても一定の要件に適合する場合は、分割や増設の要望に対応していく。
- ライフスタイルの多様化などによって、ごみ出しの時間や曜日に合わせて排出することができない世帯に対して24時間ごみを持ち込むことができる公設のごみステーションを設置し、様々な世帯の事情に対応できるよう努めていく。

市民： ● 地域が共同で利用するごみステーションについては、ごみ出しの時間を守り、その地区で決められたごみステーション管理方法を遵守するなど、マナーを大切にし、適切なごみ集積所の利用に努める。

■ 市民アンケート調査結果（令和2年度実施）

【地域のごみ集積所の状況】

- 「特に問題はない」の回答割合が5割程度で最も高くなっている。
- また、次いで、「粗大ごみが持ち去られる」、「カラスや猫に荒らされる」、「資源ごみが持ち去られる」の回答割合が高くなっている。



（8）資源ごみ等抜取り対策

行政： ● 排出し分別された資源ごみや大型金属は、貴重な資源として選別等されているが、それがごみ集積所から抜き取られている現状があることにより、資源化量の低下と市民の分別に対する意識の低下が懸念されている。そのため、市や委託業者以外の者が収集することがないように、条例に基づく勧告と適切な指導及びパトロール等を実施することにより、資源の抜き取りを防止する。

市民： ● 資源ごみの抜き取りを発見した時は市に報告する。

(9) 適正な処理事業

- 行政** : ● 排出された「もえるごみ」については、南河内環境事業組合において安全で公害発生防止に努めた安定的な運転を実施することにより、適切な処理を行うとともに、最終処分量を減少させ、最終処分場（フェニックス）への負担軽減に努める。
- 「事業系ごみの分け方・出し方パンフレット」の配布により、事業系ごみの排出者に対して、ごみの適正処理を求める。
- 市民** : ● 適正な処理につながるごみの排出を徹底する。
- 事業者** : ● 一般廃棄物と産業廃棄物の区分を明確に行い、適正に処理・処分する。

(10) 不法投棄・野焼き対策

- 行政** : ● 不法投棄や野焼きへの対策として、市によるパトロールを実施するとともに、大阪府や警察署との連携を図り、不法投棄防止と野焼き防止のためのネットワークを活用して、ごみの適正処理に対する指導と理解を深め、市民の意識向上を図る。
- 不法投棄の防止に努め、土地所有者等への注意喚起を促すとともに、不適正なごみの焼却や野焼きをしないよう、周知徹底を図る。
- 不法投棄防止看板の作成等によって、不法投棄されにくい環境づくりを行っていく。
- 市民** : ● 市の分別収集に合わせて適切に排出するとともに、不法投棄や野焼きを発見した時は市に報告する。
- 事業者** : ● 発生する廃棄物を、産業廃棄物と一般廃棄物に区分し、法に基づきそれぞれ適正に処理・処分する。

(11) 特別管理一般廃棄物・適正処理困難物の取扱い

- 行政** : ● 特別管理一般廃棄物（PCB を含む家電製品や感染性一般廃棄物、ばいじん等）については、本市及び南河内環境事業組合での処理は行わない。
- 適正処理困難物（自動車部品、危険物、建築建材等）については、購入店や施工業者等による引き取りを徹底する。
- それらについて、適切かつ安全に処理を行うよう、今後も広報、ホームページ、ごみカレンダー等で周知徹底を図っていく。
- 市民** : ● 適正処理困難物については、適正なルートで処理するよう努める。
- 事業者** : ● 適正処理困難物を販売した場合は、購入店や施工業者等により回収できるシステムの構築に努める。

(12) 危険物の適正処理

行政 : ● もえるごみにリチウムイオン電池やスプレー缶の危険物が混入すると、清掃工場の火災等の事故を引き起こす原因となることから、適切な分別の周知啓発に努める。

市民 : ● 危険物については、適正なルートで処理するよう努める。

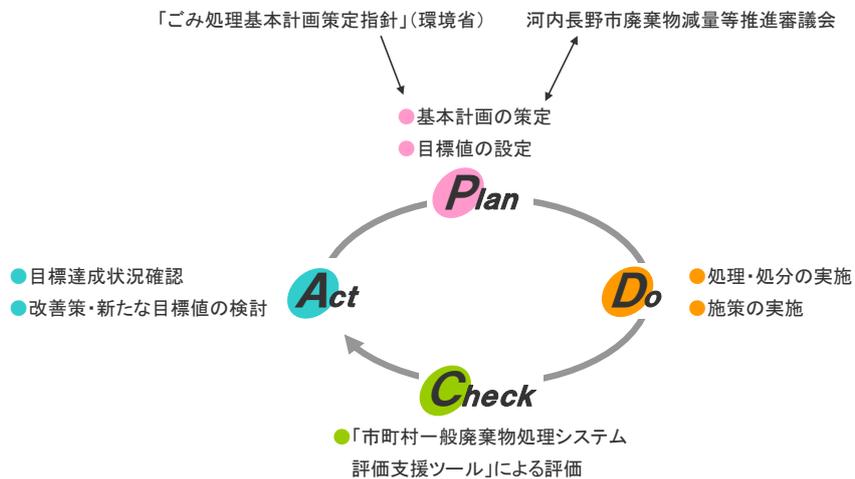
(13) 災害廃棄物への対応

行政 : ● 大規模な地震や水害等の災害時には、通常どおりのごみ処理が困難となるとともに、大量のがれき等の廃棄物が発生することが予測される。そのため、南河内環境事業組合と協議するとともに、近隣市町村と広域的な支援や対応等で助け合える相互協力の体制を構築する。

● 「河内長野市災害廃棄物処理計画」に基づき、平常時の災害予防対策と、災害発生時の状況に即した災害廃棄物処理の具体的な対応を示すことにより、災害廃棄物の適正かつ円滑な処理の実施を図る。

第7節 計画の柔軟な運用と見直し

本計画については、毎年、PDCA サイクルによる達成と改善を実施する。個別施策において研究・検討の状況や新たな社会状況の変化等により、適正処理を進める上で見直しが必要となった場合は、「廃棄物減量等推進審議会」に諮り、必要な評価をいただいた上で見直しを図ることによって、柔軟な計画の推進に努めるものとする。



資料編